

(可認省信遞)

警察監獄學會雜誌

所
有

版
權



第 二 卷 第 三 号 目 録

- 論 說
 - 禁業ノ自由ニ對スル制限 支洋漁史稿
 - 獄制論(承前) フチンセル君演說
 - 內務省備獄務顧問 小河滋次郎 君譯述
 - 典獄ノ服制ニ就テ 小河滋次郎
- 雜 報
 - 普國警察大尉ヘーン君歸途ノ就ク 山下京都府警部長ノ電信
 - 山下京都府警部長ノ叙せらるヘーン君勲三等ノ叙せらる
 - 各府縣警部長ノ被仰付
 - 警視廳高等官諸君ノ贈物
 - 舊警官練習所卒業諸君
 - ヒーバハ君ノ轉居
 - ヒーバハ君ノ轉居
 - 參觀ス
 - 看守の帶劍
 - 刑法の疑問
 - 監獄費
 - 島村典獄の計音
 - 島村典獄の新任
 - 婦女海外密航の好策
 - 依薦の燒鳥
 - 現行犯刑事被告入留置
 - 巡查の殊功 被助例適否
 - 巡査看守給助例適否
 - 見世物の取締
 - 刑罰致死の處刑
 - 今昔監獄の比較話
- 問 答
 - 出獄人保護會社の設立を望む
 - 囚人の衣服に就テ
 - 明治廿三年の監獄虎烈刺病
 - 典獄服制論ニ就テ
 - 懸賞問題四件
 - 本誌第二號監獄則ノ疑問ニ對スル答按ニ就テ
 - 在埼玉監獄 吸月生 八輪山人
- 雜 錄
 - 英國既決監獄に於ける吏員の勤務及囚徒動作時限表
 - 勤務の目的を以て時限表
 - 建物に對する損害賠償の要否
 - 德川時代風俗警察一班
 - 幼年囚の唱歌
 - 翻譯
 - 監獄支理(承前)
 - 英國ハーバートスヘンサー述
 - 寄 書
 - 黃梅摺扇木製造に關する制裁
 - 前に就テ
 - 監人番號施行方ニ就テ
 - 群馬縣 福原 三箴
 - 法令註解
 - 警察巡閱規則(承前)
 - 附 錄
 - 現行警察規則釋義
 - 警察監獄學會編纂
 - 監獄論 文學士 久米金彌君

東京四谷南一丁目二十二番地

警察監獄學會發兌

(行發回二月毎)

● 雜誌購讀者諸君ニ告ク

- 第一 警察監獄學會雜誌ヲ購讀セント欲セラル、諸君ハ職業姓名(官衙ニ奉職セラル、)ヲ詳記シ
- 第二 雜誌代金ハ一ヶ月分前金拾貳錢トス雜誌ハ少クモ一ヶ月分ヲ豫約セラル、ニアラザレハ送本セズ
- 第三 雜誌ノ購讀ヲ廢止セラレントスルトキハ、必ス前以テ其旨通報アルベシ此通報ナキハ假令
- 第四 前金打切ル、モ雜誌ヲ郵送シテ延滞ノ場合ハ左ノ如ク取扱フ可シ
- 第一 代金ハ總テ前金拂トシ一ヶ月分取廻メ前月末日ヲ期シ便宜郵便爲換若クハ通運便ヲ以テ主任
- 二 磁村免貞ヘ宛テ送付アルヘシ但郵便爲換ハ東京四谷郵便電信局ヘ振込アルヘシ
- 三 通運便ヲ以テ送金セラル、キハ別ニ持込賃ヲ添ヘラルヘシ又通運便若クハ郵便爲換不便ノ地
- ハ五厘郵券ハ便宜ニ割増ヲ以テ拂込アリタシ
- 四 雜誌代金ハ送付セラル、モ別ニ領收證ヲ發セス雜誌ノ帶封(濟)ノ一字ヲ朱印シ代金送付濟
- 五 購讀廢止ノ通知ナクシテ其月ニ至ルモ尙ホ其月分ノ代金送付ナク且ツ雜誌ヲ發送シタルキハ
- 該帶封(督)ノ一字ヲ朱印シ御送金ヲ促スヘシ但購讀廢止前ニ係ル雜誌延滞金ハ郵稅先拂ヲ以テ請求ス
- ヘシ
- 第五 雜誌購讀者ニシテ一官衙内ニ奉職セラル、者ハ可成其間ニ於テ代金取廻擔當者ヲ設ケ購讀
- 者ノ出入ヲ報シ代金ヲ取集メ及ヒ之ヲ送付スルノ勞ヲ取ラレシヲ望ム但シ代金取廻擔當者ヲ
- 設ケラレタルキハ其官職姓名ヲ通知セラレタシ

警察監獄學會
 雜誌出版主任 磯村 免 貞

警察監獄學會雜誌第二卷第二號

論 說

●營業ノ自由ニ對スル制限

玄洋漁史稿

營業ノ自由ハ尊重スヘキモノナリ、ト雖社會ノ安寧秩序ヲ保持スル爲メ場合ニヨリ幾分ノ制限ヲ加フルノ必要ヲ感スヘシ去レト憲法ヲ始メトシテ諸般法令ノ具備スル今日ニ在テハ一々其規定ニ遵由スルニ非サレハ猥リニ之ヲ制限スルコト能ハサルナリ是ニ於テ歟營業ノ自由ヲ制限スルハ法律ニ依ルヘキ乎若クハ命令ヲ以テスヘキ乎ノ疑ヲ生ス

或ハ曰憲法第二十二條ニ日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住及移轉ノ自由ヲ有ストアリ營業ノ自由モ亦此中ニ包含スルカ故ニ法律ニ由ルニ非サレハ之ヲ拘束スルコト能ハス伊藤伯著憲法義解ノ如キモ亦此說

ヲ取リト、然レ氏余輩ノ見ヲ以テスレハ居住及移轉ノ自由ト營業ノ自由トハ兩者全ク相異ルモノニシテ憲法義解モ亦決シテ之ヲ混同セサルモノ、如シ同義解ハ第二十二條ヲ解シテ曰本條ハ居住及移轉ノ自由ヲ保明スト而シテ以下我國ニ於ケル其沿革ヲ略叙セリ、中間自然ノ運動及營業ヲ束縛シ云々定住シ借住シ寄留シ及營業スルノ自由アラシメタリ云々トアレバ箇ハ憲法上他ニ營業ニ關スル條項アラス殊ニ義解ノ著者ハ最モ沿革ヲ重ニスルカ故ニ茲ニ其經歷ヲ併叙シタルニ過キサルナリ若シ義解ノ著者カ或人ト同一様ノ意見ヲ有セン歟居住及移轉ノ自由ノ中ニ當然營業ノ自由ヲモ包含スト云フ十分ノ理由ヲ說述シ以テ此義ヲ明ニセサル可カラス然ルニ毫モ其跡ナシ加之義解ノ著者ト常ニ說ヲ同フスル伊東己次氏ハ其著法律命令論ニ於テ營業ニ關スル規則ハ獨立命令ノ範圍内ニ在リト論セリ若シ夫レ營業ノ自由ヲ制限ス

ルニハ必ス法律ニ由ルヘキモノトスレハ執行命令ヲ以テ之カ細則ヲ設クルハ格別、復、獨立命令ノ干與スヘキ限リニ非ス故ニ其獨立命令ノ範圍内ニ在リト謂フハ明カニ法律ヲ以テ規定セサル可カラサルノ事項ニ非サルヲ表示スルモノナリ、彼此ヲ對照推究スレハ義解ノ著者ノ意モ亦自ラ明カナラン

且ツ余輩ハ左ノ理由ニヨリ居住及移轉ノ自由ト營業ノ自由トハ全ク相混交スヘカラサルモノト確信ス

一 居住ノ自由トハ一定ノ地ニ住居シ其地ヲ退去

追放セラレ、カ如キコトナキヲ謂フ又移轉ノ自由トハ其欲スル所ノ地ニ轉住スルヲ得ルノ謂ニシテ外國へ移住スルカ如キ亦斯權ノ擴張ニ外ナラス固ヨリ吾人ハ勞動シテ衣食スルモノナレハ營業ノ重要ナル言ヲ竣タスト雖之ヲ目シテ居住移轉ト同一体ノモノト云フヲ得ス又其結果ニシテ相密着シ難ル可カラサルモノ

國ノ憲法ニ於テモ亦之ヲ特記セリ即チ獨逸憲法 法地地憲法等ノ如キ是レナリ

故ニ余輩ハ我憲法第二十二條ハ單ニ居住及移轉ノ自由ヲ規定セシモノニシテ營業ノ自由ハ全ク此中ニ包含セサルモノト斷定ス

然ラハ則營業ノ自由ニ關スル制限ハ命令ヲ以テ規定シ得ヘキヤ明カナリ去レト命令ニハ勅令アリ省令アリ府縣令アリ其名稱ノ異ナルニ從ヒ其權能モ亦異レリ之ヲ制限スルヲ得ルハ果シテ如何ノ命令ナル乎、勅令ノ之ヲ規定スルヲ得ル尙其上級ニ在ル法律ノ之ヲ規定スルヲ得ルト一般明了ナルコトナリト雖省令モ亦實ニ此權能アルモノナリ如何トナレハ省令ハ安寧秩序ヲ保持スル爲メ發布スルヲ得ルモノナレハナリ彼ノ貸座敷營業ヲ或一區域ニ限ルカ如キ娼妓出稼年限ヲ六年ニ限ルカ如キ娼妓出稼人ヲ十六歳以上ニ限ルカ如キ皆是レ社會ノ風教ヲ維持シ秩序ヲ保維シ

ト云フヲ得ス如何トナレハ營業ヲナサスシテ衣食スルモノアレハナリ換言スレハ居住移轉ノ中ニハ營業ノ意義ヲ含蓄セス

二 諸學者モ亦之ヲ分別シテ論述セリ即「ブリュンナウリー」氏ノ如キモ其著公法第九編自由權ノ第三章ニ外部ノ自由、營業ノ自由ト題シ先ツ移轉ノ自由ヲ論シ次ニ居住ノ自由ヲ説キ第三項ニ於テ營業ノ自由ヲ論シテ曰國家ハ吾人ノ自由ヲ重ンセサル可カラサルヲ以テ後見人ノ如ク之ニ干渉スルヲ得ス左レト勞動ガ公ケノ營業トナリ職業トナリ工業トナルトキニハ復此問題ハ簡人ノ權利ニ屬セサルナリ云々蓋シ氏ハ居住及移轉ノ自由ヲ外部ノ自由トナシ以テ營業ノ自由ト種別セルモノ、如シ

三 此兩者ヲ特異ナリト謂フハ余輩一家ノ私言ニ非ス且ツ諸學者ノ之ヲ唱道スルノミナラス諸

且ツ其安寧ヲ保維スルニ在ルカ故ニ其取締規則ハ當然省令ヲ以テ規定シ得ヘシ唯知事ノ權限内若クハ法令ノ範圍内ニ於テ發布スヘキ府縣令ハ全然之ヲ制定發布スルヲ得スト雖彼ノ黃燐「マツチ」取締規則ノ如ク其省ノ委任ヲ受ケタル場合ニ限り之ヲ規定スルヲ得ルノミ

或曰、貸座敷營業ニ場所ヲ限リ娼妓營業ニ年數ヲ限ルハ省令若クハ其委任ニヨリ府縣令ノ規定シ得ヘキ所ナリト雖娼妓ヲシテ貸座敷内若クハ免許地内ニ居住セシムルコトヲ命スルハ居住ノ自由ヲ制限スルモノナレハ法律ニ非スンハ之ヲ規定スル能ハサルヘシト實ニ其言ノ如シ然レハ斯ル事項ニ對シテハ貸座敷主ヲシテ娼妓ト如何様ノ契約ヲモ取結ハシムルヲ得ヘシ蓋シ營業主ハ直接ニ現實ノ利害ヲ受クルヲ以テ娼妓ニ便利ニシテ自己ニ不利ナル免許地外ノ居住ヲ契約スルカ如キヲ無ルヘシ良シ之レアリトスルモ違法

ノ行ヲナサハ法令ニ依リ之ヲ罰スヘキノミ
 要スルニ貸坐敷娼妓取締規則等ハ獨立命令ノ範圍内
 ニ在ルモノナリ而シテ其性質上營業ノ自由ヲ制限シ
 且ツ全國畫一ナルヘキモノナレハ地方ノ便宜ヲ主眼
 トスル府縣令ノ範圍ニ屬スヘキモノナラス但シ憲法
 實施以前ニ制定發布シタル該規則ノ如キハ憲法第七
 十六條ノ明文ニヨリ尙効力ヲ有スヘシ

● 獄 制 論 (承前)

内務省備置務顧問 フランセーバツハ君 演說

小河滋次郎君 譯述

地方監獄ニ於テハ分房制若クハ階級制ヲ適用スヘキ
 ナリ

分房ノ最長期限ハ能ク日本ノ實情ニ照合シテ之ヲ決
 定スヘシ分房ノ期限ハ國ニ由ツテ長短、相同シカラ

効果アラシメシニハ成ルヘク其期限ノ短少ニ過キサ
 ルコトヲ要ス(鄙見ニ由レハ少クモ一年以上タルヲ
 可トス)思フニ多少、分房ノ期限ヲ延長スルモ經費上
 ニ於テハ左マテ影響スル所アラサルヘシト信ス何ト
 ナレハ分房ニアツテハ監房内ニ於テ就役セシムルヲ
 得ルノ便アルヲ以テ之レカ爲メニ特別ニ工場ヲ設ク
 ルノ費用ヲ節減シ得レハナリ

地方監獄ハ獨立シタル禁錮刑執行ノ所トシ拘留監懲
 役監又ハ懲治場等ヲ以テ之レニ聯接セシムヘカラス
 蓋シ若シ之ヲ聯接シムルトキハ終ニ管理法ノ錯雜混
 亂スルニ至ルヲ免レサルヲ以テナリ

(第四)禁獄監 禁獄刑ヲ執行スル所トシテ又、別ニ
 禁獄監ナルモノヲ設置スルコトヲ要ス

(第五)徒刑監 徒刑ヲ執行スルノ所トス

(第六)懲役監 懲役監ハ懲役刑ヲ執行スルノ所トシ
 階級制ニ由ツテ之ヲ管理シ其定員ハ成ルヘク五百四

ス佛國ニ於テハ一年トシ英國ニ於テハ二年トシ、獨
 逸ハ三年、ノチールウエーハ四年、和蘭ハ五年、白耳
 義ハ十年トス但シ獨逸ニ於ケル三年ノ期限ハ最モ嚴
 重ナル分房制(即チ教誨堂、學業場、運動場等ニ於テ
 モ一囚一席ヲ設ケテ嚴制シ毫モ同囚、相見ルノ機會
 ナ得セシメサルモノ是レナリ)ヲ施行スルノ場合ニ
 限リテ之ヲ適用シ然ラサレハ三年ヲ超加スルモ妨ケ
 ナシ(省令ニ由ツテ之ヲ定ム)

分房制ヲ施行スル場合ニ於テハ一部ノ囚人ヲシテ監
 外ノ役務即チ炊事、洗濯、掃除ニ從事セシムルコトヲ
 要ス蓋シ此種ノ役務ハ身体及ヒ精神上、分房ニ適セ
 サル者若クハ規定ノ分房期限ヲ經過シタル者ニ適當
 スルヲ以テナリ

若シ地方監獄ニ於テ階級制ヲ採用スルトナラハ初級
 ハ先ツ分房制、拘禁法ヲ以テ執行スルモノトス初級
 ハ其最短期限ヲ決定スヘシ但シ分房ヲシテ先分ニ其
 ナリテ限度トスヘシ

階級制ハ先ツ分房ヲ以テ初級トナシ(其期限チ一年
 トス)次ニ雜居級ニ移ス、但シ此ニ所謂、雜居トハ其
 罪惡ノ際 同就役ノ意義ニシテ夜間ハ其寢室ヲ各別ス
 雜居ノ機 會ニ成ルルモノトス罪惡ノ傳播ハ多クハ夜間雜居ノ
 機會ニ成ル、矯正ノ効チ全カラシメント欲セハ少ク
 モ夜間ハ囚人ノ別異ヲ嚴行スルコト必要ナリ雜居級
 即チ第二級ニ移シタル者ニシテ品行不良ナル者ハ更
 ラニ之ヲ初級ニ貶ス

分房ニ在 身體若クハ精神上危險ノ虞アル者ハ之ヲ分
 房ニ在 房ニ拘禁スルコトヲ得ス分房ニアレノ囚徒
 一、日、四、回 以上之ヲ 毎日四回以上之ヲ訪問スルコトヲ要ス
 訪問スル 必要ハ 流刑ノ可否得失ニ就テハ予、未タ日本ノ國
 情ヲ詳悉スルニ及ハサルカ故ニ今速カニ之ヲ斷定ス
 ル能ハサルナリ、歐洲諸國ニ於テハ一モ流刑ニ由ツ

テ良好ノ成績ヲ收ムルニ至ラズ或ハ既ニ之ヲ全廢シ

論說

或ハ尙ホ之ヲ存スルモノアルモ識者ハ常ニ之ヲ非難シテ毫モ恕スル所アラズ

構造、完全ナラサレハ行刑モ亦タ完全ナル能ハス構造ノ行刑上ニ對シ至重至大ノ關係ヲ有スルモノナル

コトハ既ニ之ヲ開陳セリ今左ニ説述スル所ノ遇囚法ノ要件ノ如キモ實ニ完全ナル構造ヲ俟ツテ始メテ能ク之ヲ實行スルヲ得ヘシ

囚人ヲ遇スル須ラク嚴正且ツ剛直ナラサルヘカラス何チカ嚴正ト謂フ囚人ノ遵守スヘキ事項ハ如何ナル

微細ノ點ニ至ルマテモ着々之レニ服行セシメ違フモノハ盡ク之ヲ扞發シ一步モ假借スル所ナクの實ニ之ヲ責罰スルコト即チ是レナリ

這般ノ嚴正ハ即チ之ヲ指シテ近代行刑法ノ脅嚇的要素ナリト謂フヘキナリ

囚人ヲ遇スル須ラク均一ナルヲ要ス均一ノ旨義ハ個人的待遇ヲ俟テ始メテ能ク之ヲ貫徹スルヲ得ヘキナリ

直ニ自由權ヲ限制スルコトニ由ツテ之ヲ感セシムルルヘカラス、彼ノ監獄作業ヲ以テ懲戒ノ一具トナシ之レニ由ツテ刑ノ苦痛ヲ感セシメ

ト欲スルカ如キハ誤謬ノ最モ甚シキモノト謂ハサルヲ得ス日本ニ於テハ往々此誤謬ニ陷ルモノアルハ予ノ痛惜ニ堪ヘサル所ナリトス

監獄則施行細則ニ曰ク定役ニ服スヘキ者刑期五分三ナテ經過シタルトキハ典獄ニ於テ現ニ其監獄ニアル所ノ作業ノ中ニ就キ出獄後自活ノ道ヲ得ヘキト認ムル

モノヲ指定スヘシ但刑期一年未滿ノ者ハ此限ニ非ス(第四十五條)

作業ヲ以テ懲戒ノ一具トナスノ主義ハ予ノ徹頭徹尾賛成スル能ハサル所ノモノナリ鄙見ニ由レハ作業ハ

行刑上、囚人ヲ矯正感化スルノ一手段ナリト信ス若シ夫レ作業ヲ以テ一ノ刑トナシ之レニ由ツテ懲苦ス

六

總合的待遇ハ均一ノ旨義ニ戻ル何トナレハ同一ノ待遇ハ之ヲ受クル者ノ上ニハ必ス區々、厚薄ノ異同ナ

キ能ハサルヲ以テナリ或ハ一言ノ訓誡ニ由ツテ非常ニ感動スル者モアルヘク或ハ嚴罰ニ處セラレテ尙ホ

冷然トシテ殆ント無感覺ノ如キ者アルヘキナリ是ノ理由ニ依リ監獄ノ懲罰ハ成ルヘキ種類チ多ク

シテ輕重寬嚴ノ等級チ存シ以テ個人的ニ應スル相當ノ處置ヲナスヲ得ルノ餘地アラシムルコトヲ要ス

而シテ其輕キハ一時ノ注意ヲ促カスノ効チ有シ最モ重キハ壓抑的強制法ナラサルヘカラサルナリ

日本ノ監獄則ニ於テ成年囚ニ對シ懲罰トシテ笞杖刑ノ規定ナキハ予ノ最モ賛成スル所ナリ笞杖ヲ以テ懲罰チ行フカ如キハ所謂暴チ以テ暴ニ酬フルノ所爲ニ

シテ之ヲ行フノ結果ハ遇マ以テ囚人ノ抵抗心ヲ養成セシムルニ過キサルノミ

刑ノ苦痛タルコトハ個人ノ自由ノ制限即チ嚴正且、刑ル所アラシメント欲セシ乎當ニ矯正ノ目的ヲ達スル能ハサルノミナラス囚人ヲシテ益々生業ヲ嫌忌スル

ノ念ヲ養成セシムルニ至ルヘキナリ、行刑ノ目的ニシテ若シ果シテ犯罪ヲ減少セシムルニアリトセハ須

ラク先ツ其由ツテ來ル所ノ原因ヲ取除カスンハアルヘカラス犯罪ノ主タル原因ハ實ニ恒ノ職業ナキニア

リ、自活スルニ足ルノ生業ヲ得サルニアリ、放恣怠慢ニシテ生業ニ從事スルヲ嫌忌スルコト蓋シ犯罪ノ

主因ナリト謂ハサルヲ得ス此原因ヲ取除カシメント欲セハ監獄ニ於テ各囚人ニ

科スル所ノ作業ハ宜シク其個人的ニ適當ナル者ヲ撰擇セサルヘカラス、囚人ニシテ其習得シタル技藝アル者ハ監獄ニ於テモ亦タ成ルヘク同一若クハ類似ノ

技藝ニ從事セシムルヲ要ス若シ或ル論者ノ如ク反對ノ技藝ヲ以テ之レニ科スルカ如キコトアリトセン乎

折角、習得シタル技藝モ忽チ之ヲ忘失シ若クハ少ク

論說

モ其熟練ヲ澁阻セシムルニ至リ囚人ヲシテ出獄後、益々自活ノ道ヲ得ルニ困難ナラシムルヲ免レス、但シ其無藝無能ナル囚人ノ如キハ監獄ニ於テ宜シク之レニ自活ニ足ルヘキ相當ノ作業ニ習熟スルニ至ラシムヘシ、自活ノ職業ヲ得テ出獄スル者、愈々多キニ從ヒ益々再犯ノ數ヲ減少スルニ至ルヘキナリ、自活的作業ヲ指定スルニ於テ何ソ必スシモ刑期五分ノ三ノ經過ヲ必要トセン何ソ始メヨリ之ヲ指定セサル、而シテ又細則ニ於テ一年以下ノ短期囚ニ就テ取捨ヲ設ケタルカ如キハ最モ事体ノ宜シキヲ得タルモノニ非ス、一年ノ星霜、決シテ短少ナリトハ謂フヘカラス能ク之ヲ利用スレハ一業ニ慣熟スルニ至ルヘク少クモ其端緒ヲ開クニ至ルヘキナリ

鄙見ニ由レハ長期囚ト短期囚トノ論ナク凡ヘテ其身分技能ニ適應スル所ノ作業ヲ指定スルヲ必要ナリト信ス獨逸刑法ノ主義トスル所、亦實ニ此ニアリ

コトアリ或ハ全ク之ヲ給與セサルコトアリ其給與額ノ如キモ初犯者ト再犯以上ノ者トハ同シカラス(即チ初犯者ニ多クシ再犯以上ノ者ニ少クスル所以ノモノハ再犯以上ノ者ト既ニ監獄ノ作業ニ熟練シアル者ナルヲ以テ勞スル所少クシテ得ル所、多カルヘキヲ以テナリ)且ツ又放免後之ヲ下付スル方法ノ如キモ充分、其監督ヲ嚴ニシテ濫用スルニ至ラシメス

(未完)

●典獄の服制に就て

小河滋二郎

監獄は紀律の府なり又紀律の府からざるべからずと何人も疑を容れざる所の確言なり、併しあがら之を言ふは易すく之を行ふは難し、一ト口に紀律とは言へ、之を實際に履行すること決して容易の業に非らず然らば如何せば能く之れか實行を期すへき

囚人ヲシテ其作業ニ從事セシムルヤ固トヨリ一舉一動、緊嚴ナル紀律ノ下ニ之ヲ箝制スルコト勿論ナリト雖モ然カモ單ニ強壓的ノミナラス、自ラ樂ミ自ラ進ンテ其作業ニ精勵スルニ至ラシムルノ注意アルコト亦必要ナリ故ニ作業ヲ指定スルノ前ニ於テハ一應囚人ノ請願スル所ヲ省察スルヲ要ス

作業ノ所得ヲ給與スルコト亦囚人ヲシテ其業ニ精勵セシムルノ手段ナリト謂フヘシ日本ニ於テハ輕罪囚ト重罪囚トハ給與ノ額、同シカラス

各國ノ獄制、亦大概、工錢給與ノ規定アラサルハナシ然レモ之ヲ給與スルノ旨義ニ至ツテハ或ハ權利的トナスアリ、或ハ贈與的トナスモノアリ、權利的トナスモノニアツテハ行狀ノ良否、役業ノ勉情如何ニ拘ハラス苟クモ囚人ノ働ラキ得タルモノニ對シテハ監獄ハ規定ノ工錢ヲ給與スルノ義務ヲ有ス贈與的ハ之レニ反シ工錢ハ常ニ勉否如何ニ關シ或ハ之ヲ給與スル

かと謂ふに宜しく外には紀律の組織を完成し、内には紀律の監督を勵行し、内外相須つて些の間斷あるを許さず、而かも多年、之れに養成し慣熟し所謂、第二の天性たるに至らしめざるべからず、監獄の頭腦、紀律の泉源たる典獄其人をして一定の制服を着せしむるが如きは實に外部より紀律の確保と養成とを刺衝幫助するの最好方便なりと謂ふへし、人も知る如く獨逸杯は所謂、全國皆兵の國体にて職を監獄に奉ずる者皆多くは曾つて兵士又は士官たり少くも監獄官吏は一たび軍務に従事したる者を採用するの方針を取りつゝあるを以て上みは典獄より下も一時雇の者に至るまで紀律の一事は實に身骨に浸み渡りて涵養せられ幾んどまた外部の壓力を必要とするが如きことなしと雖も尙ほ之れに向つても戒護官吏一般と一定の制服を着用するの義務を負はしむるは勿論典獄以下の上等司獄官に就ても亦た紀律確保の爲めに

制服を着けしむるの必要を唱道する者少からず、現に内務省所轄の監獄に於て上等司獄官に對し制服着用義務を強制せざるを手續るしと痛論する者あり（此に注意したきことは内務省所轄の監獄官吏に就ても制服の設けなきには非ず只だ之が着用を強制せざるのみ）、斯く多年、紀律に馴致したる人物を以て組織せらるゝ獨逸監獄に於ても尙ほ然り況んや我が國、今日の監獄に於てをや、少くも先づ外部の壓力を以て紀律の確保を餘義かくするの手段を設けざるべからざるは理の最も親易きものなりと謂はざるを得ず、此理由あるか故に予の持論は獨り典獄に制服を着せしむるのみを以て足れりとせず凡へての上等司獄官に對しても亦た之を適用せんと欲するなり、只だ典獄は監獄紀律の泉源とも謂ふべき主要の局に當るものなるを以て少くも先づ第一着手に典獄より之を實行するに至らしめんことを切望するものあり

口述す但し之を筆して本誌に掲けると否とは記者足下の取捨に任かす但し予は此事に就き尙ほ大に論ずる所あらんと欲すれども如何にせん頃日、殊に多忙にして寸隙を得ず須らく他日を期すへし

右は本誌前號の寄書に就き小河滋二郎君が記者に對し口述せられたる所のものを筆記したるものなり
 雜誌記者識

雜 報

●普國警察大尉ヘーン君歸途に就く

前々號に掲載したるか如く同君は本月七日横濱出帆の米國郵船オセアニック號に投し桑港に向て出發せられたり然るに本船の解纜時刻は午前十時なれば當日家を出つる様にては時間切迫にて混雜あるへきに由り前日午後四時四十五分新橋發の列車にて東京を辭せられたり其時新橋停車場の待合所は勿論の事場

制服を着するときには自然に紀律立つに至るべしとは一度び制服を着けたる經驗ある者、能く之を知る、制服は紀律の服裝なり、語を換へて言へば制服は紀律に似付きたる服裝あり、四海浪を謳ふの賀廷に喪服の似付かざるか如く、神官に僧衣の似付かざるか如く、夏衣には小袖の似付かざるか如く、平服を着けて獄務を執るは豈に雷に狝猴にして冠するの醜のみあらんや

典獄にして若し制服を着くるときは慈愛深き人も殘忍暴戾の人物に化成せらるゝに至るへしとの杞憂を抱くものありと言へど是れを眞の杞憂にして毫も駁するに足らざるものとして看過すべきのみ

以上に陳述せし所のものは曾つて予が起稿したる典獄服制論を復説したるものたるに過ぎずと雖も頃日或る論者か予の持論に對し駁論メキたることを陳へ立てたるものあるに思ひ起し重復を懼らずして之を

内一面殆ど立錫の餘地なき迄に見送人を以て充填し君及夫人令嬢は一々握手の禮を行ふに違あらざる位ありしざる程に號鐘の響き渡るや悲喜の兩色（分袂の悲と欸待の喜）を面に染め出し諸人に前後を擁せられつゝ女性方は手に送別の花飾を持ち徐々ど歩みて列車内に乗込みやがて汽笛一聲諸人の呼ぶ萬歳の響を後にして振向き振り廻り戀々として流車の走るか儘に見へすなりぬ今見送人の中記者の目に留りたる重立ちたる方々を擧ぐれば清浦警保局長大浦同局長長園田警視副總監三橋杉本同兩局長三間憲兵司令官有馬同隊長山崎宮内書記官都筑總理大臣秘書官犬塚内務大臣秘書官長井理學博士其他在京各府縣警部長憲兵將校内務省及警視廳官吏等無慮數百名ありし又埼玉縣よりは態々典獄及數名の警部上京せられたりと云ふ右の外獨逸人にて見送に來りたるも數多き中に獨逸公使ホルレーベン君あり内外の夫人令嬢をも

幾人か見受けたり尋て横濱の景況を畧叙すれば七日午前九時過縣廳の小汽船にて内外の紳士夫人令嬢数名に送られ本船オセアニック號に乗移り其會食堂に於て更に三鞭酒を酌て互に健康を祝し祝され終りて見送人は別を惜みつゝ歸り來れり同港にては高橋警部長以下警部數名又外國人にては獨逸副領事等本船まで見送られたり午前十時本船振錫烟と共に霞に紛れて失せにけり

● 山下京都府警部長の電信

同警部長はヘーン君の海上健康からんことを祈る趣の電信を送り越されたれば君の歡喜斜からさりしと云ふ

● ヘーン君勳三等に叙せらる

同君の我國警察改良上偉大ある功績を立てられたることなれの政府に於ても之に酬ゆる所あらんとて特別の詮議を以て今回君を勳三等に叙し瑞寶章を贈與

本月四日午時十時ヘーン及クニッピングの兩君は惶くも我 天皇陛下より謁見を仰付けられたり

● 各府縣警部長の贈物

は慇懃なる書狀と共に本月二日ヘーン君に手渡しせられたり其品は石川縣の名産なる烏銅象眼の花瓶一對にして堅牢なる桐の箱に納めたり其模様は牡丹に孔雀にて頭部より脚部に至る一面に空所なきまで象眼あり其高さは凡そ二尺餘にて廻りも之に稱ひ實に見事なる製作なりと云ふ右の書狀及贈物に目錄を添へ野間口兵庫縣警部長總代となり携へてヘーン君を訪ひ多年我國警察の爲めに盡力ありたるを謝し今や分袂の期に際し聊か平生の謝意を表し併て紀念の爲めに此品を贈る旨を口陳して書狀と目錄とを交付ありたるに(應接室は樓上にあるを以て現品は階下より置きたり故に目錄を以て引渡を了せり)ヘーン君は先づ書狀の譯文を一讀し非常に歡喜の色を顯はし只

せらるゝに至りたりと聞く實に君の爲めに名譽なりと謂ふへし又吾人も我警察の爲めに大に慶賀せざるへからず如何とかれのヘーン君にして警察改良上功勞ありとすれの間接に我警察の既に著しき改良を成就したることを政府に於て承認せらるゝものなれりなりヘーン君の去明治廿二年に勳四等に叙し旭日小綬章を受けられたる上今回勳三等の瑞寶章を得られたる事なれの我國の勳章を二個併有せらるゝことゝかれり君の實に好土産を齎して故郷に歸らる君の同僚故舊の嚙君を歡迎せらるゝことあるへしと推測せられて他所なから心地善きことにぞある君の昇叙の御沙汰を承けたるの東京出發の當日の朝かりと云ふ此思掛なき賜に逢ひて君の歡喜の如何斗なりしならんる吾人の君の満面喜色溢出せん斗なるを目撃せり

● ヘーン君謁見後仰付

警警部長諸君の厚意を謝し且本來は此の如き貴重なる贈物を受納すへき謂れなければ返上すへき苦かれども折角の芳志を空ふするに忍ひざれば曲て賜を拜すへし然れとも實に恐縮報顔の至に堪へすとて頗る欣々然たる様子なりしと後刻更に野間口君に宛て禮狀を送られたる由にて今其譯文を得たれば警部長諸君よりの書狀と共に之を左に掲載せん

各府縣警部長の書狀

我邦警察の事たる遼遠たり而して其根底亦た既に立つ唯た未だ其外面に十分の發達をなす能とさりし明治維新以來歐洲の制度を取り以て之を革新し大に其面目を改めたりと雖も制定日尙淺く亦た未だ其大成を見るに至らざりき吾儕其局に當るもの常に以て遺憾となせり明治十八年君會々我政府の聘に應じて來朝し力を吾警察の改良に盡し拮据經營日も維れ足らざりしこと茲に六年今や其根底の

内に在りしもの忽ち培育の力を得て鬱然外に顯はれ大に其美果を收むるに至れり吾儕豈に深く君に謝せざるを得んや君今期満ちて將に歸んとす因て吾儕聊平生の微衷を致さんと欲し茲に恭く烏銅の花瓶一對を贈呈す望くは君坐右に置いて以て永く本邦在留の紀念とせられんことを嗟呼君是より去りて忽ち天涯地角復た互に膝を交へて談笑するごと昔日の如くなる能はず憾何を堪へん唯た吾儕區々の衷情君を思て一日も忘る能はざるものあり幸に君も亦た遙に我邦を思ひ又吾儕を思ひ以て互に相忘るゝことなくんは天涯相隔たるの人も猶一堂相見るの日の若けん茲に謀て君及令夫人令嬢の行を送り併せて萬壽清福ならんことを祈る

明治二十四年二月

（京都府より沖繩縣に至る）
四十五府縣警部長連名
普國警察大尉ヘーン君
貴下

●警視廳高等官諸君よりの贈物

は金蔘繪の文庫及視箱にて其模様は玉川の秋景色なり頗る美麗なる出來のものありし由

●舊警官練習所卒業諸君

相計り曾て葦陶を受けたる恩を謝し且送別の意を表せんとて各自醜金して壯麗なる本邦固有の美術品を調へ謝恩狀と共にヘーン君に贈り同君よりは寫眞を請受け以て互に永く相忘ることなからんと欲し在京の數人發起人となりて全國に散在する幾百の同窓者に協議せられたる處賛成者頗る多く因て甲冑一領に武器數種を添へて進物とすることに決したる由又ヘーン君も此舉あるを聞きて大に喜び豫め半身像の寫眞二十五打即ち三百枚用意し一枚毎々に氏名を自署して之を右の連名者に返禮として一枚つゝ配與せらるゝ筈ありとか師弟の情誼實に左もあるべきことなから然りとば感服の外なき美事ありとこそ申すへけ

ヘーン君より各府縣警部長總代野間口兵庫縣警部長へ宛て送りたる禮狀

貴下及貴下の總代とありて本日予の爲めに最榮譽ある書狀並に歎賞すべき銅花瓶一對を予に交付相成候諸君に向て予は尙再び書面を以て予の最厚き禮謝の意を開陳致度との情抑止難致候尙貴下及關係諸君の常に洪福清康ならせられんことを希望し併て予の微力の將來聊小補あらは幸甚なりと奉存候

各府縣警部長諸君には予の爲めに宜しく御鶴聲あらせられ諸君には時間乏しき爲めに一々禮謝致兼候間予の意衷を可然御傳へ被下候様貴下に懇願致候頓首敬具

東京に於て
千八百九十一年三月二日 ウルヘルム、ヘーン
野間口警部長君
貴下

れ其他ヘーン君と交際ある諸向よりも種々の餞別ありたる趣かれとも今旨之を略す

●セーパツハ君の轉居

ヘーン君歸國の上は是迄君の住居したる家を以てセーパツハ君の官宅に充つる筈にして來月初旬移轉あるへしと

●セーパツハ君神奈川縣監獄署を參觀す

去七日ヘーン君を送りて横濱に赴きたる歸途不意に同地の監獄を訪れたる今其見聞の一斑を傳承するに流石の有名なる老典獄のことゝて此無類なる粗惡の獄舎を抱へて毫も屈撓する所なく既に帳簿及表類の改正の大槩竣功し目下の新築の計畫及地所の相定に忙しき眞最中ありとい轉た感服の外なし殊に在監人の食物に能く注意の行き届居るの中々歎稱すべき價値ありとぞ其譯の毎朝夕二回つゝ牛肉十斤を以てソツプを製し之を味噌汁に混交して與ふることあり

このみにてても在監人の營養を補ふこと少からざるへし此物價の不廉ある横濱に於て菜代一錢を以て仕賄ふこと大抵の困難にあらざるへきに囚人の健康佳良あるを見れり其注意の周到あること推して知るへきなり兎に角監獄建造上の状態の驚くへき不完全の有様なれり典獄の苦心實に想ふへきなり其位置と云ひ建築と云ひ不完全なる點に於て此上やあるへき唯一日も早く新築の出來せんを望むのみと云へり因に來年度に於ては先づ地所を收得すへき運にあり居ると故に工事に着手するに來廿五年度に入りての上の事なるへし同日埼玉縣典獄山室君もヘーン君見送の爲め來會ありたれりセーパツハ君と共に觀覽ありたりとぞ

●看守の帶劍

は現今普通の鐵鞘長刀不便なれば革鞘の短劍に改正せられたしどの希望を前號に記述したるとなるか仄

は直に出獄を停止し云々どあり然るに茲に一假出獄因あり其特別監視中警察署に出頭して謹慎を表せず故に其住所に就て捜査するに逃亡して家にありす是に於て告訴せられ更に特別監視違反の罪に由て闕席裁判の言渡あり其後時を経て捕に就き闕席裁判を告知せられたる時は前刑期既に経過し了り復た出獄を停止するに由なし左ればとて欠席裁判ありたるは尙仮出獄中の時にあれば抑も出獄を停止して假出獄の日數を刑期に通算せざるとあるへきか將た本人の欠席裁判の告知を受けたるは既に刑期滿限後あるに由り前刑は消滅し了りたるものとして可あるやの疑あり其筋に於て調査の上遂に後説に決し出獄を停止すへきものはあらすと定められたる由

●監獄費

は宜く國庫の支辨に復すへしどの議論を聞くと既に久しき話あるか今回豫算に六百餘萬圓の餘裕を生し

に承れば三池集治監にては既に此議ありとか申事にて吾輩も欣喜の至に堪へざるなり三池の看守は過半炭坑内に入りて勤務あるとなれば長き劍は萬一の場合に不便此上もなかるへし故に尙更改正の急を感せられたるとあらんと考へらる然れども吾輩は單に炭坑内のみに限らず一般に短劍の方便利にして實用にもなるへしと信するなり第一小形なるか上に身体に密着するを以て歩行に妨げをささず第二憂々の聲おし第三闇中には見へず第四鐵鞘を磨き又は拭ふの勞なし第五隻手にて容易に打揮ふとを得へ去第六兎徒より不意に抜き取らるゝの憂少し此等の六利益あれば各地に於ても一考あらんとを切望するものなり因に一言す看守の劍制は別に規定なし故に各地の適宜なりとすへし

●刑法の疑問

刑法第五十六條に仮出獄中更に重罪輕罪を犯すとき

たれり此剩餘金を夫の實際に格別の効もなかるへき地租輕減に向けるより寧ろ監獄費を國庫に負擔するの途に供するを利益ありとすどの議論盛に世に出で往々新聞紙上に於ても之を見るに吾輩の喜ひて措かざる所あり其理由に今更事新しく喋々するに及ひざるへけれり敢て秃筆を勞せずと雖劣に其事の實行に至らんとを千祈萬禱して已まざるかり世の識者冀くは活眼を開ひて本論を賛成し併て之に援聲せよ

●島村典獄の訃音

昨年の本邦監獄史中一新紀元を開きたる吾人の將來永久忘るへからざる年なりしに今年に如何なる星の回り合せにや既に僅々二ヶ月間に三人迄の訃音を吾社會に傳ふるとはさてもあしけなき世の中なる哉嗚呼廣島縣典獄島村安度君の客月廿一日を以て任地に於て逝去せり君は多年内務省警保局に在て腕を研きいさはより槍舞臺に登りて覺への手並を見せんもの

と奮發の際天君に年を借さす中道にして現世より奪ひ去りにき天道是耶非耶哀ひ哉君及川村矯一郎君の曾て國事犯の爲めに繫獄せられたるとありと聞く故に此二君の如きの獄事を念ふと人に超へて切かりしと云ふも理なきにあらざるへきか而して今吾黨より此兩熱心家を奪ひ去らる吾黨の失ふ所實に甚少なさらざるを覺ふるなり昨春監獄官練習所を設けられて以來松下君の未だ入所するに至らずして逝き谷君の歸任後間もかく逝き關君及川村君の年を超へて間もなく逝き今島村君の計を聞くに及び涙を灑くと前後五回に上れりさりながら逝く者は追ふへからずこの後復た凶報に接すること此の如く頻繁ならざらんことを祈るの外あらざるなり

●典獄の新任

福岡縣典獄には木戸隣君又岐阜縣典獄には中川靜君拜命せられたり木戸君は多年衛生課長として令名あ

て醜業を營ましむるなり然るに斯く一婦人を携提するのみにては充分の目的も達せられず利益も少き方此頃は一層上手の奸策を案出したり开は豫め夫妻の乗船證書を受取り置き波止場を乗船する際最初先つ一人を同伴し乗船の上彼の夫のみ上陸して更に他の婦女を妻と偽り同伴するものにして一男子にて數婦人を携行するも其名正ふして術の巧みなる爲め警察の取締を脱し容易く海外に渡航し醜業を營む者愈々多しといふ開港場ある地の警察官諸君益其慧眼を敏くして此奸策を看破されんとを希望す

●豚腸の焼鳥

馬肉を牛肉に混交して販賣するさへ惡き所爲あるに近頃露店に於て焼鳥を賣る中に豚の臟腑を雜せ焼鳥と稱して人を欺く者ありとかにて其筋に於て専ら取調へ中なりと聞く此の事たる當に安價の物を高く賣るのみならず衛生上に大害ある事なれば深く注意を

り中川君は久しく警察に従事し先年市制の實施に際し君の郷土たる名古屋市より懇請せられて其助役とかり頗る能吏の譽を博せられたる人にして孰れも縣下の情態には精通せらるゝ趣なれば吾人は兩縣の爲めに良典獄を得たるを賀す

●婦女海外密航の奸策

神戸長崎及横濱等より印度地方南洋諸島へ渡航して醜業を營む婦女多く實に日本の面目に關する不体裁あるとは新聞紙上にも屢々之を記載し當局者も苦慮せらるゝ所あるか兎角内地を抜け出し知らぬ他國の異人種に恥を晒らす婦女あるは國辱なるを以て之を止めんと警察上種々攻究し其方法を設けられんとせらるゝも彼亦種々なる奸策を案出し甘く警官の目を偷むを淺猿しかりける次第あり今其方法を摘記すれば醜業を營むへき婦女と假に結婚し公然渡航願を出し許可を得て夫婦携提指定の地に至れば直に離婚し加へ時々焼鳥の檢査を行ひ其害を妨かれたきものあり

●現行犯刑事被告人留置

に於ては前號之を掲出して或る筋の決定せし事件を記載せしか右は地方裁判所若しくは支部或は區裁判所等ある地の警察署に一時留置する場合にして檢事方警察署へ申越ありたるときは警察署に於ては快よく之を受取り之を留置すへきものとす扱單に裁判所々在地とあれども監獄若しくは支署のある地なれば警察署に置くを要せず當然監獄に入るへきを以て警察署に留置する場合は只監獄かき地のみ適用すること心得る向もありと聞く斯は大なる誤解にして決して去る譯にはあらず監獄の有無に拘はらず都て警察署に留置すへき筈にして監獄には入れざるなり此理由は前號の警察署へ留置する被告人の項を見て知らん

●巡査の殊功

警視廳巡查柳安茂同鈴木昌五郎の兩氏は昨二十三年十一月三日臨時巡行中午前四時半頃とも思ふ折節淺草區新福富町に至りし際後の方に泥棒と大呼するものあるを聞き踵を回らす程もなく一人の男の駆け來るを見しかば是れ今呼はりし賊からんと認め柳巡查は猶豫なく之れに組付れたるに彼れ力を極めて抵抗し捕を遁れんとあせり剩へ携へ持ちし洋製の屠牛庖丁を操り柳氏の顔を目懸けて突き出す切先き柳氏は左の眼の下をしたゝかに突かれたれども事どもせず其及物を奪ひ取らんと左手を伸ばし掴み取りたる機に又々指へ傷を負ひたり賊は敵に傷を負はせられたれは

大に勢を得組付かれたる手を振り放ち逃げんとせしを鈴木巡查は透さず組付き捻ぢ伏せんと働けども賊は頗る兇悍不逞にして體強く力暴なれば毫も撓む氣色なく尙ほも必死の力を出して抵抗し動もすれば遁れんぞ有様かれは柳氏は身既に數ヶ所の痛手にも屈

せず勇氣を鼓舞して再び飛び懸り終に兩名にて取て押へ漸く繩を繋けたりける此賊は持兇器強盜犯にして至極の惡漢なる由斯くて柳巡查は傷痕の治療に手を盡し養生情りあかりしか哀はれや十二月の十日に歸らぬ旅に赴かれたり活る比類なき働を爲し強暴ある盜賊を逮捕せしは實に抜群の功勞ありとて警視廳に於ては此程警察賞與規則に據り特別賞與を行はれたり

● 巡查看守給助例適否

巡查看守は勤続年數に應じて退官給助を受くることは載せて巡查看守給助例に在り然るに巡查にして事務上特に有用の人物に巡查の名稱を附し置ては不都合の廉あるを以て一時其職を辭せしめ更に雇として之を使用し其事務の結了したるとき亦元の巡查に戻したるか如きは實に官の都合を以て其職を辭せしめ而して事務は猶警察部内を放れずその名こそ異かれ終に之を打切るとに措置かれたるやに承れり

● 見せ物の取締

神事佛事其他の賑ひに際し種々の觀せ物と興行するは都鄙一般の慣例なるが其觀せ物に看板と齟齬たるものあり或は全く異なるものありその甚しきに至ては奇異^ニ態ある看板を掲げて人目を驚かすあり其所爲殆んど詐偽騙術ともいふべきなり又感覺上人をして見るに堪へざる所作を爲し若くは奇行怪爲一見嘔吐を發せしむるものあり彼の活ける蛇を喰ひ木片「ガラス」の類を嚼むか如き人間の所爲とは思はれざるものあり諸々斯の如き見せ物は風俗上公衆の感情を害し不都合のものと謂はざるへからず警察上風俗取締に就ては是等の如き事柄は嚴重に檢査を遂げ宜しく匡正するとにせられ度ものあり

● 制縛致死の處刑

東京市下谷上野町二丁目廿九番地に住む碁石製造職

其實に至ては巡查と何も異なる事なきものあり斯る者に對する給助例の年數起算方は如何にするや時々此問題を耳にするところあり成程一寸聞けば何の思慮を要するとなく總て通算して其年數を數ふる如くなれども決して去る譯には往かぬよし巡查は元と志願よりあるものかれは官の都合を以て其職を罷め他の名義にて警察事務に従事するも一旦自ら退きたるときは取りも直さず志願を止めたるかり故に此場合に於ては巡查の年限は一旦之を打切り前の勤続年數に應したる丈けの一時金を給與し而して再び巡查に復したるときより更に起算して其年限を定むる筈にして縦ひ前後の間一ヶ月に足らざるものと雖之を通算するを得ざるよし是には随分議論のあるとにて其筋に於ても種々考案を施され何卒して日數の短きものに限る通算の法を設くるの便法を作らんと詮議せられしも給助例の精神に違ひ且其他に理由のあるあつて

にて山村久治郎（廿九）は其妹のカネと云へる者が
 明治廿二年の十一月頃より不圖精神病に罹り時々亂
 暴ある所業もせしとありしと然るに昨廿三年十一
 月廿日久治郎は日本橋區久松町より下谷區上野町へ
 轉居せし折其手傳に來りし高田半治郎中村クミ等と
 共に家族打寄り夜宴を催し其日の勞を慰し皆々打ち
 寛ろぎ酒酌みかはし居たる處に彼のカネは其宴席に
 出て來り食物を掴み又は唾を吐き掛ける杯殺風景の
 所業に及び之を制すれども中々に聽入れざるより久
 治郎は堪へ兼てカチを取て押へ兩手を手拭にて後手
 に縛り且兩足も手拭にて確と縛り猶又細引にて項よ
 り膝屈みに掛けて二重に縛り上げ加之カネが大聲に
 て啼き叫ぶ故其聲を止めんとて蒲團を以て頭部面部
 より胸の邊迄巻き附け其上に夜具幾枚か掛けて臥さ
 しめ置き宴果て一同寢臥するに至るも之を解放せず
 して遂に翌朝に及びし爲め右カネは手足自由を得ず

呼吸閉息して死したり依て久治郎は重懲役十年に處
 すと東京地方裁判所に於て此程宣告ありたり
 ●今昔監獄の比較話し
 今昔といへども敢て古への牢と呼びし頃と今の獄と
 いふものとの比較を擧ぐるにあらす舊監獄則の下に
 ありし獄中と現行監獄則に依れる今日の獄中との比
 較なり官吏侮辱罪とかにて幾度となく獄中に打ち込
 まるゝ男あり一生涯其牢を獄中に消らすといふ監獄
 冥利に富める男丈けありて入獄の度毎に前の時との
 比較彼是と考へて浮世に出てし時の土産話しとする
 とあり此頃も又打ち込まれて一ト月二ヶ月鐵窓の下
 に憂き時日を送るも此男には更に頓着かく寧ろ娑婆
 より優しとつらくも感せず僅かの刑期も満ちて出獄
 し或る人に語る様、我れ舊監獄則の頃入りし時の獄
 中と今日の狀態とを比ふれば今日は實に勿体なき程
 の樂かりあると食ふとの二つ第一に如何といふに衣

は寒さ覺へざる迄に給せられ食は腹餓へぬまでに充
 分なり此二ツは前日に優りて何よりも難有く思ふな
 れ、唯た外に二三の前に劣るものあり前には舊幕時
 代の遺風に依り彼の牢名主ともいふへき古參の者の
 取締ありて始終同じ囚徒の中に在りつゝ他の行狀を
 見居たるが今日は此制度廢せられて看守の巡視のみと
 なれり此巡視一分時間も絶やさすといふ譯にはいか
 ぬものから時を切りて幾時間を経はソラ巡視ごと豫
 め知らるゝなれば囚徒は其巡視の時丈雑話を止め
 行狀を造り居るも巡視が濟めは次の巡視時間までは
 怖ひものなき自由の雑談盜賊は盜賊同士働きの自慢
 話しより騙り人殺し等其經歷の權謀術數得意氣に講
 するあり各々類を以て集り有害無益ある智識の交換
 されり此看守の定期巡視の制の實際其効少くして裡
 面に彼等の惡業研究の時間を與ふるものとやいん
 行狀正しく謹慎の實現あるゝものゝ賞牌を與ふる今

日の制を行ふからの彼の古參取締りの方法に復して
 の如何のものにや次に急病人或る重病入などありて
 看守に斯くと傳ふれども翌朝自分達の交代時限迄の
 醫師に告げざる弊あり掟ある囚徒の身にしあれり同
 室の急病人を醫師に告げに往くとも叶はず時遅れて
 不都合を來すともあり醫師を置くからの看守も注意
 して病者の直に醫師へ通して其治療を施さすことな
 したし第三に入浴の事なり獄中にて入浴の出來ると
 の昔の人の夢にだも見かたき仕合かれとも同し入浴
 させて衛生の爲めを謀る旨趣なれり今少し注意あり
 度さとなり入浴時間の一人に幾分時と限りありて湯
 の非常に熱さと非常に少きとにて充分に身体を濡す
 とも叶はず衛生の爲に入浴せしめて却て健康に害あ
 るとも少しとせず右の如き弊害を匡正するに少し
 も費用に關することもおかけり成るべく囚徒の便利を
 謀られ度きものありと聞きし人の話を記しぬ

●出獄人保護會社の設立を望む

一昨廿二年七月監獄則の改正に據り別房留置の制を廢せられ爾來刑期満限の者は被監視者を除くの外は總て監獄の別房に留置することを得ざることはなかりぬ其際出獄人保護會社の如き出獄人の保護場を設置する様との訓令を内務大臣より發せられたるかに聞き及べり夫れかあらぬか各地方に於て保護場設立の事に盡力せられ往々其設立を見聞するに至れり然れども今日に至るまでに設立せられたるは大坂兵庫静岡富山大分沖繩等の數ヶ所に過ぎざる趣なり世人動もすれば再犯の多きを監獄の不整理に歸し矯正感化の實効を奏せざるを説き中には監獄の改良を以て無益なることのように説き及ぼす者あり是は獄制の何たるを知らずして遷善改過終始論はらず良民に全化せしむるは一に監獄の責務なるかに誤想し其出獄後就職の道を得るの難易こそ再犯者の増減に直接の

●監獄支署の廢止

昨廿三年中監獄支署の廢止は兵庫縣明石、千葉縣北條、岐阜縣御嵩、佐賀縣伊萬里、鹿兒島縣水引の五支署なりと聞く又熊本縣人吉監獄支署は昨冬廢止の許可を得たるも本月三十一日に至りて廢止を實行せらるゝ由

●囚人の衣服に就て

囚人の獄衣は長短二種にして男囚の就役服は短衣なる成規なるに監獄に依ては長衣の儘就役せしむる所ありと聞く監獄は規律を重んずる所なれば緩慢に失せず些細の事と雖も成規通りに實行し不規律たるの譏を受けざる様注意あらまほし

●明治廿三年の監獄虎列刺病

は聞く所に據れば端を七月に發し先つ長崎縣監獄に浸入し次は八月にして大坂府廣島縣福岡縣及北海道廳の監獄に發生す其後九月には警視廳兵庫縣山梨縣

關係を有するものなることを思考せざる者の言に過さされども獄制の改良に怠りなき今日に在て斯る譏を監獄に受くるは默過し難きかり監獄は如何程手を盡して病根たる惡心を醫治するも出獄後頼るべきの家なく備使すべき人なく爲めに就くべきの業を得ざるときは飢餓に迫るの憂あり惡事と知りつゝも止む手を盡したる効驗顯れざるのみならず却て功勞を畫餅とあすに至る是れ監獄の譏を受くる所以なれば益々出獄人保護會社の必要を感ずるに至れり保護會社にして設立し救護の任を盡くせば監獄と相待て始めて矯正感化の効を保全し再犯の道を絶ちて一方には監獄の譏を免かれ一方には社會の害毒を除き監獄に拘禁中の養料を減ずるを得實に一舉兩全の良法なり一日も早く其設立に盡力あらんことを世の慈善者有志家並に當局者に勸告すること附り

岡山縣の監獄十月には京都府の監獄十一月には島根縣及徳島縣監獄と追々に襲來し該患者の員數を掲ぐれば長崎縣監獄にては九名にして内六名は死亡し大坂府の監獄にては十四名にして内八名は死亡廣島縣の監獄にては百二十五名の多きを出して死亡者の員數も隨て多く實に八十六名の多きに上り福岡縣監獄には一名にて死に就き北海道廳監獄にては十四名の内九名は死亡警視廳石川島監獄分署には二十九名にて内死亡は十七名兵庫縣監獄には五十六名にて内死亡は三十九名山梨監獄には十六名にて内死亡は十四名山岡山縣監獄には六名にて内死亡は二名京都府監獄には一名にて直に死亡し島根縣監獄には四名にて内死亡は三名徳島縣監獄には一名にて是亦死亡し總員は二百七十六名にして死亡者總員は百八十七名なりしと本年も追々夏季に向ふの時季に押移れり今より充分衛生に注意し此惡疫を未發に豫防するの覺悟を

らんことを切望す

●典獄服制論に就て

本誌前號寄書欄内に於て天下一寒生氏の寄せられたる非典獄服制論に就ては目下當局者中の一問題とあり未だ其歸着を告げざる哉に聞込たる折柄此好材料を得たれば不取敢前號に掲載し而して此問題の主唱者小河滋次郎君か此寄書に對しての所見を寄せられんとを乞ひたるに直に左の書翰を送られ又其後記者か親しく同氏に接したるとき談偶服制論に移りしに氏は熱心に本論を主張し前號論旨の盡きざる點を舉示し例の流暢の辨を以て凡そ一時間餘口話せられたるを以て其頭末を筆記し本號論說欄内に掲載せり乞ふ前論と對照し一讀せられんとを

復啓本誌前號の寄書欄内に御掲載相成候某生の寄稿にかゝる典獄服制論に就き御垂示御念入の段奉謝候御垂示迄もかく論題が論題故、平生の不情にも似ず、御割愛相成可然、何も學問の爲めに候拜復

三月一日

岳洋 居士

警察監獄學會雜誌部
御中

問 答

●懸賞問題

- (1) 巡查部長配置後ノ成績如何但シ利弊ヲ擧ケ詳論ス
- ヘシ
- (2) 巡查一人ノ受持戸口ハ凡ソ幾干ヲ以テ適度トスルヤ事實ヲ擧ケ詳論スヘシ但市街郡村ノ區別ヲ要ス
- (3) 囚人傳告者廢止ノ利弊ヲ詳論スヘシ
- (4) 地方監獄在監人一千名ニ對シ戒護上必要ノ看守押丁ハ幾干ヲ要スルヤ並ニ該人員適當ノ勤務法配置法當非番勤休時間割及欠員病欠賜暇等ノ補欠法ヲ詳論シ併セテ立論ノ監獄構造ヲモ概示スヘシ

問 答

如何なる議論にや、品に由りては一ト戰爭との覺悟をて念入通讀仕候處、冒頭押し出之の強ガリの文句、「イデヤ禿筆ヲ揮テカ、ル論者ノ息ノ根ヲ止メントス」と力味たる其筆下に先づ刑の目的を論して醫治にありとなし典獄を以て醫者に比し、醫者は長袖、長袖の分材としてイカメかしき制服を着け劊劍を佩する事のあるべきかはと結論する所、ドーヤラ、此仁醫的論者の治療を蒙り候ては居士が會つて本誌に掲載したる典獄の服制に關する鄙見(本誌第九號)も息の根の止まる所かお蔭で益々丈夫に健固に相成り可申、されは此寄書家の議論は此儘に願はくは手を觸るへからず」との注意札なりとも附けて永く紀念物として謝恩の爲め保存致し度きものに御座候尙は念の爲め申上度き事は若し這般の議論が自然、微菌學者の目にでもとまり候は、必然、研究の新材料、奇貨措くべからずとなし懸望致し來るべく候に付左候は

●本誌第二一卷第二一號監獄則ノ疑問

ニ答フ

在埼玉監獄 吸 月 生

辻鈴川氏ハ本會雜誌第二卷第二號ニ監獄則ノ疑問ヲ掲ケテ大方諸士ニ質問セラレタリ余ハ淺學短才加フルニ獄務ニ從事スル日尙淺キヲ以テ問者ニ満足ナル答案ヲ與フルヲ得スト雖聊カ左ニ鄙見ヲ陳述シテ之レガ疑問ニ答ヘントス

(1) 本問ノ如キハ敢テ疑問ヲ要スル程ノ事ニ非サルニ茲ニ斯ル質疑ノ見ハレシハ蓋シ無定役囚ノ文字ニ拘泥シタルヨリ起リタル疑問ニハアラザルナキカ夫レ無定役囚ハ己ニ問者ノ認メシ如ク素ヨリ役業ヲ課スルモノニアラサルハソノ文字ノ如シト雖モ抑モ屏禁ノ罰ハ監房ニ獨居セシメ而シテ服役時間坐作ノ役業ヲ執ラシムルヲ以テ本旨トスルモノナレハ仮令無定役囚タリモ囚人タル以上ハ獄則違犯ニ

ヨリテ之ヲ罰スルニ豈定役囚ト異ナル所アラザヤ然ラバ之ヲ屏禁ノ罰ニ處シタルハ服役時間坐作ノ役ヲ執ラシムルニ於テ何ノ不可カ之レアラザヤ然リト雖前條已ニ陳ル所ノ如ク無定役囚ハ固トト役業ヲ執ラシムルモノニアラスシテ處罰ノ爲メニ服役セシムルモノナルヲ以テ之レガ役業ヨリ産出スル工錢ハ素ヨリ給與スヘキモノニアラザルヤ余ノ賛辯ヲ要セザル所ナリ

(2)本問ノ如キモ亦監獄則ノ法文ニヨリテ毫モ疑チ生スル所ナシ夫レ減食受罰者ヲシテ其罰期中別房ニ入レ置キ役業ニ就カシメストスルカ減食又効力アラシ見ルベシ監獄則施行細則第九十九條ニ減食受罰者ハ其罰期中別房ニ入レ置クベシトアリテ役業ニ就カシメズト云フノ明文ナキニアラズヤ唯其罰期中ハ他囚ト監房チ異ニスル迄ノ事ニシテ其役業ヲ執ラシムルニ於テハ敢テ平常ト異ナル所ナカル

ス故ニ無定役囚ニハ罰室減食ノ罰ニ止メ屏禁ニ處スルナキカト吾人ハ此說ニ反對スル者ナリ抑モ本題ハ監獄則第四十二條ノ解釋如何ニ屬スル者ニシテ該條ヲ解釋シ懲罰ノ性質ヲ論究セハ自ラ釋然タルヲ得ン監獄則第四十二條ノ本文ヲ案スルニ囚人獄則ヲ犯ストキハ其輕重ヲ量リ左ノ例ニ從テ處罰ストアリ監獄則ニ所謂囚人トハ果ノ何者ヲ指稱スル乎其定役囚及無定役囚ヲ指稱スル者タルハ質疑者モ亦了知セラル所ナルヘシ是レ山人ノ一私言ニアラス監獄則及同施行細則ノ定義ナレハナリ已ニ囚人内ニハ定役囚及無定役囚ヲ包含スルモノトセハ獨リ本條ニ限リテ異ナル理由アルナシ且ツ本條ノ囚人内ニハ無定役囚ヲ除クモノトセハ監獄則中ニ無定役囚ヲ處罰スルノ條項ナキニ至ル其條項ナキハ之ヲ處罰スルコト能ハサルナリ豈此理アラザヤ本文ノ囚人内ニ定役無定役ノ兩囚ヲ包含スルモノタルハ明カナリ且屏禁ハ晝夜

ベシ監獄則減食執行ノ本旨モ亦茲ニアルヤ明カナリ

● 同上答按

市ヶ谷

八幡山人

本年二月廿五日發兌ノ警察監獄學會雜誌第二卷第二號ヲ閱スルニ浦和辻川君ヨリ投寄ニ係ル監獄則疑問テウ問題アリ一ハ屏禁一ハ減食ニ就テノ二問ナリキ山人ハ實務ニ熟セス或ハ事實ニ適セザルノ譏ヲ免レサルヘシト雖モ默過スルハ獄事研究ノ道ニアラザルヲ以テ淺見ヲ願ミス左ニ卑見ヲ開陳シテ以テ解答ヲ試ミント欲ス山人ノ卑見ニシテ誤謬ノ點アラハ大方ノ諸君明論卓說ヲ吝ムコトナク示教ヲ垂レラルレハ幸甚

第一問ニ曰ク無定役囚ニシテ獄則ヲ犯シ屏禁ノ罰ニ該ルモノアリトセンニ無定役囚ハ素ヨリ役業ヲ課スヘキモノニアラザレハ之ニ服役時間坐作ノ役ヲ課スルトセンカ無定役囚タル本旨ニ違フノ嫌ヒナキ能ハ

他ノ監房又ハ役場ト隔絶シタル監房ニ獨居セシメ服役時間坐作ノ役ヲ課ストアリテ無定役囚ヲ取除クノ明文ナシ然ラハ其定役囚ナルト無定役囚ナルトニ論ナク囚人ト稱シ得ル以上ハ屏禁ヲ適用スルモ何ノ不可カ之レアラザヤ又服役時間坐作ノ役ヲ課ストアル役ノ字ハ聊カ嫌ナキニアラザレハ定役ト云フニアラス全ク業ノ意味ニシテ監獄則第二十一條ニ於テ無定役囚ノ作業場チモ猶ホ役場ト稱スルカ如シ論者ハ云ハシ第二十一條ニハ定役囚ノアルヲ以テ無定役囚ニモ役ノ字チ假用セシニ過キスト吾人モ亦云ハントス第四十二條ニモ亦定役囚ノアルヲ以テ役ノ字チ使用セシト故ニ役ノ字アルカ爲メニ無定役囚ハ除キアルモノトハ認メ難シ否認ムヘキモノニアラザルナリ而シテ課スルノ文字チ使用シアルハ刑罰ノ本性タル強制ノ意ヲ示スナリ敢テ怪ムニ足ラザルナリ之レテ舊監獄則ノ坐作ノ業チ科ストアル科ノ字ニ比スレハ新監獄則

問 答

ノ課ノ字ハ稍其穩當ナルヲ認ム又服役時間トアルハ在監人動作時限表ニ掲ケアル服役時間ヲ指スモノニシテ在監人ノ起床就業還房就寢等荷モ動作上ニ係ルコトハ必ラス監獄則施行細則ニ定ムル所ノ在監人動作時限表ニ據ラサルヘカラス故チ以テ無定役囚ハ勿論刑事被告人ニシテ作業ヲ請ヒ就業スルニ當テモ此服役時間ハ必ス就業セシメサルヘカラス何トナレハ監獄ハ紀律ヲ要シ又監督ヲ要スルヲ以テ在監人ノ進退舉作ハ齊一ニ爲サ、ルヲ得サレハナリ故ニ屏禁ニ處セラレタル無定役囚ヲシテ服役時間就業セシムレハトテ違法ノ處置トハ爲ス能ハサルナリ監獄則第四十二條ヲ解釋シテ此ニ至ラハ屏禁ノ罰ハ定役囚ナルト無定役囚ナルトニ拘ハラス囚人ハ總テ之ヲ適用スヘキモノタルコトヲ知ルニ足ル

是レヨリ進ンテ屏禁ノ罰ヲ無定役囚ニ科スルハ無定役囚タルノ本旨ヲ失スルヤ否ヲ論究セシ刑法ヲ案ス

ノ役ヲ課スルトノ二要素ヨリ成立スルモノナレハ屏禁ト云ハ、必ス此二要素ヲ備具セサルヘカラス猶ホ罰室ノ罰ニ臥具ヲ禁スルカコトシ罰室ニシテ臥具ヲ禁セサレハ罰室處罰ノ要素ヲ失スルモノタルハ吾人ノ言ヲ俟タサルナリ然ルニ屏禁ニ限リ一房ニ獨居セシムルノミニテ此坐作ノ役ヲ課セサルモ可ナルノ理由ナシ其一チ欠クハ是屏禁ノ罰ト爲スチ得ス寧ロ現行監獄則ニ違犯シタルノ處置ト云ハサルヘカラス何チ苦ンテカ此ノ如キコトヲナス山人ハ更ニ解スル能ハス其謬見タルヲ信認スルノ外ナキナリ以上ノ事由アルニ因リ無定役囚ト雖モ屏禁ニ處スルコトヲ得ルモノトス是レ山人ノ無定役囚ヲ屏禁ニ處スルモ無定役囚タルノ本旨ヲ失フモノニアラスト爲ス所以ナリ終ニ臨ミ屏禁處罰中就役セシ者ノ工錢給否ニ就テ一言セシ此點ニ就テハ聊カ疑ナキ能ハスト雖モ山人ハ

問 答

三十一

ルニ其第十一條ニ刑ヲ執行シ及ヒ犯人ヲ檢束スル方法細則ハ別ニ規則ヲ以テ之ヲ定ムトアリ監獄則及全施行細則ハ即チ刑ヲ執行シ及犯人ヲ檢束スル方法細目ニ係ル規則ニシテ刑法第十一條ニ基クモノナリ其方法細目ナル監獄則ニ於テ刑ノ執行ヲ全フスル爲メ懲罰ノ目ヲ定メ之ヲ施行スルハ取りモ直サス刑法ノ明許スル處ナリ然リ而シテ屏禁ハ其懲罰ノ一ニシテ之ニ坐作ノ役ヲ課スル所以ノモノハ一房ニ獨居セシムルノミニテハ犯則者ヲ矯正スルノ實効ヲ奏セシテ刑ノ執行ヲ全フスルコト能ハサルヲ以テナリ夫レ斯ノ如ク屏禁ハ犯則者ヲ矯正シ以テ刑ノ執行ヲ全フセントスルニ基クモノナレハ之ヲ無定役囚ニ適用スルモ更ニ無定役囚タルノ本旨ヲ失フモノト云フヘカラス或論者ハ假令ヘ屏禁ニ處スルモ一房獨居ノ實ヲ行フニ止メテ役ヲ課スヘキモノニアラストナス是亦誤レリ何トナレハ屏禁ハ一房ニ獨居セシムルト坐作給與スヘキモノニアラスト信ス何トナレハ屏禁ハ懲罰ニシテ懲罰ニ報酬スルノ理由アルヲ認メサレハナリ然レモ聞ク所ニ由レハ從來屏禁中ト雖モ尙ホ工錢ヲ給與スヘキ事ニ定マリ居ルト然ラハ山人ノ喋々ヲ要セサルヲ以テ敢テ緘默ス

第二問減食ノ罰ハ監獄則第四十二條第二項ニ據テ食糧ヲ減シ榮ヲ與ヘサルニ止リ本文中別ニ役ヲ課スルノ明文ナキヲ以テ就役セシムヘキモノニアラスト思考ス其役ヲ課スルモノトセラレサルハ蓋シ食糧ヲ減セハ體力ニ精神ニ疲勞ヲ及ホスハ自然ノ勢ナレハ尙ホ之ニ役ヲ課シ勞働ナサシムルハ衛生上不可ナルヲ以テノ故ナラン其施行細則第九十九條ヲ以テ減食受罰者ヲ別房ニ入ル、ハ他囚ヨリ分與チ受クルノ惡弊ヲ防クノ意ニ出ルノミ減食受罰者ニ役ヲ課セサルハ懲罰ノ効用ヲ薄ラクノ嫌ハアレモ現行監獄則ノ許サ、ル所ナレハ如何トモスルコトナシ嗚呼

三十一

雜錄

●英國既決監獄に於ける吏員の勤務及び囚徒動作時限表

此の頃接手したる英國既決監獄總監の報告書中、該國に於ける既決諸監獄に在りて吏員の勤務及び囚徒の動作時限等を規定したる數表を掲げたり、此の數表は一年を通し、吏員及び囚徒の毎日の勤務及び動作を規定したるものとす、今左に譯出して以て讀者の參考に供す、我國監獄則施行細則規定する所の囚徒動作時限表其他吏員の勤務に關する諸成規と比較對照するも復た一つの旨味ある事なりと謂ふへさか

四月十六日より十一月一日より同十一月十六日より
 月三十日に至る 十五日に至る、及一月三十一日に至
 ひ二月一日より四
 月十五日に至る

吏員の勤務及び囚徒の動作

午前六時	午前六時十五分	午前六時三十分	鐘を鳴らして囚徒の起床を促かす○囚徒起床し盥嗽し衣服を着け臥具を收め且つ房内を掃除す
午前六時四十分	午前六時五十五分	午前七時十五分	終日勤務の吏員朝食の座に就く○此の間喫飯の時のみ勤務の吏員巡警を爲す
午前六時四十五分	午前七時	午前七時二十分	鐘鳴り祈禱の始まることを報す○囚徒結隊して教誨堂に入る
午前六時五十分	午前七時五分	午前七時二十五分	囚徒教誨堂及び會堂に集まり各其の席に就く○祈禱始まる
午前七時	午前七時十五分	午前七時三十五分	半日勤務の吏員獄舎に入り先づ整列し次に監視の務めに就く○囚徒も亦整列し終りて役業に就く爲め各其の役場に進む
午前十一時十分	午前十一時十分	午前十一時十分	鐘鳴り役を止むへきことを報す○囚徒監房に歸る
午前十一時三十分	午前十一時三十分	午前十一時三十分	囚徒晝飯を喫す○乙部吏員(晝飯時間服務すへき吏員の乙部)午餐の座に就く
午前十一時四十五分	午前十一時四十五分	午前十一時四十五分	吏員午餐の座に就く○此の間午餐時のみ服務すへき甲部吏員巡警を爲す
午後十二時十五分	午後十二時十五分	午後十二時十五分	午餐時のみ服務すへき乙部吏員午餐の座を離れて去る
午後十二時四十五分	午後十二時四十五分	午後十二時四十五分	吏員午餐の席を離れて歸り來り各監視の爲め巡邏す
午後一時十分	午後一時十分	午後一時十分	乙部の吏員午餐の席より歸り來り吏員と合同して工場を巡邏す

二月十六日 より十月十 五日に至る	十月十六日 より三十一 日に至る及 ひ二月一日 より十五日 に至る	十一月一日 より十二月 三十一日に 至る	一月一日よ り三十一日 に至る
-------------------------	--	-------------------------------	-----------------------

雑録

三十四

午後五時十分	午後四時四十分	午後四時	午後四時十分	午後四時十分	鐘鳴り役業を罷むへきことを報す
午後五時三十分	午後五時五十分	午後四時二十分	午後四時三十分	午後四時三十分	終日勤務の吏員晚餐の席に就く○囚徒に夕飯を給し了りて監獄長教師等囚徒を檢閲し又獄衣の補綴を要するものは其の申出に因り氏名を登簿す
午後六時五十分	午後五時三十分	午後四時五十分	午後五時五十分	午後五時五十分	終日勤務の吏員晚餐の席を離れて獄舎に赴く○半日勤務の吏員獄舎を去り寝に就く○各監房を開きて囚徒を授業場及び書信室に到らしむ○監房内の翻水を搬出し更らに淨水を入る○囚徒に常衣を交付す○監房内及び囚徒の身體を搜檢す○吏員獄舎を巡警す
午後六時五十分	午後六時五十分	午後六時五十分	午後六時五十分	午後六時五十分	各監房に下錠して囚徒を其の内に閉鎖す○吏員監房閉鎖の報告を爲す○各監房の鍵を集む○夜番の吏員整列して檢閲を受く其の間豫備吏員巡警す○豫備員は又此所彼所に立番し其の一部は午後八時まで勤務す但し午後八時に至れば一同詰所に會合し夫れより就寝す
午後七時	午後七時	午後七時	午後七時	午後七時	夜勤の吏員及び豫備吏員の外他の吏員は悉く監署を辭す
午後七時四十分	午後七時四十分	午後七時四十分	午後七時四十分	午後七時四十分	囚徒各吊床(監房には寢臺を備へす吊床を置く)を張り寝に就く
午後七時五十分	午後七時五十分	午後七時五十分	午後七時五十分	午後七時五十分	總べて獄舎の燈火を消す
午後八時	午後八時	午後八時	午後八時	午後八時	獄舎を閉づ

以上は平日の勤務及び動作時限表あるか土曜日曜の兩日に就ては別段の規定あり即ち次に掲ぐるは土曜日の時限表なり(此れは一個年を通しての規定なり)尤も午前十一時四十五分までは平日の時限表を適用するか故に之れを畧し唯午後の時限表のみを示すべし又平日に在りては午後十二時四十五分に至り半日勤務の乙部吏員午餐の席より歸り再び巡警に従事すれとも土曜日は此の事なしと知るべし

午後十二時四十五分	吏員(但し終日勤務の吏員に限る)午餐の席より歸り監視の爲め獄舎を巡邏す○囚徒入浴す○囚徒の頭髮理す○監房内及び獄舎全体を搜檢す○教誨堂を掃除す○監房常置の器具にして破損又は汚穢したるものの引換を爲す○吏員各其の勤務に服す
午後五時三十五分	囚徒に晚餐を喫せしむ
午後五時五十分	吏員晚餐の席に就く但し晚餐時間勤務すへき吏員は此の限に在らず(此の時勤勤務すへき吏員は豫め勤務表を製して之れを定め置く)
午後六時三十分	終日勤務の吏員晚餐の席より歸り來りて各監房を閉鎖す○閉鎖了りたるとき其の報告を爲し鍵を集む
午後六時五十分	夜勤の吏員及び豫備吏員を各所に立番せしむること平日に同し○其の他此の刻限後吏員及び囚徒の爲すへきこと總て平日に異ならず

又日曜日の時限表は左の如し

雑録

三十五

午前七時	鐘鳴り囚徒の起床を促かす○囚徒起床し房内を掃除す
午前七時五分	吏員(但し終日勤務のもの)會堂に整列して檢閲を受く○吏員の點呼了る○監房内の翻水を搬出す
午前七時四十分	囚徒に朝飯を喫せしむ
午前七時五十五分	吏員朝餐の席ふ就く○此の間朝餐時間勤務すへき吏員代りて巡警に従事す
午前八時五十五分	吏員各巡警に従事す
午前九時	吏員を結隊して會堂に進行す○各監房の鍵取り出す○監房内の翻水を搬出す
午前九時十分より午後十二時三十分に至る	囚徒教誨堂に於て教誨を受く 吏員各監視巡警の勤に服す 吏員操練を爲す
午後十二時三十五分	囚徒に午餐を喫せしむ
午後十二時四十五分	吏員午餐の席に就く○此の間午餐時間勤務すへき吏員代りて巡警に従事す
午後一時四十五分	吏員午餐の席より歸り來る○各監房の鍵を取り出し監房を開き食器を搬出す
午後一時五十五分より四時四十五分に至る	囚徒教誨堂に於て教誨を受く 吏員各監視巡警に従事し旁ら操練を爲す 監獄長檢閲を爲す
午後四時五十分	囚徒に晚餐を喫せしむ
午後五時	吏員晚餐の席に就く○此の間晚餐時間勤務すへき吏員代りて巡警に従事す
午後六時三十分	吏員晚餐の席より歸り來る○各監房の鍵を取り出す○監房巡邏及び其の他の勤務平日に同じ
午後六時四十五分	囚徒吊床を張り寝に就く
午後六時五十五分	監舎の燈火を消す
午後七時	獄舎を閉鎖す○吏員退散

●防火の目的を以て懷崩したる建物に對する損害賠償の要否に就て (承前)

快 哉 生 投

(原註) ラッゲルス對ナンタケット市訴訟事件に關し判事ヒッケロー氏曰く「此の法文を案するに、其の眞意は三人以上の消防吏若し其の設置亦く又は不在なるときは法定の吏員必要と認むるに非ざれば家は屋又は建物を取崩すへからずと云ふに在り、則ち建物の取崩は其の職權ある吏員合同一致以て應急の措置を爲し、又法文定むる所の必要を斷定するに由らすんはあらず、法文は此の

平易適止なる解釋の外、他の解釋を容る、こと能はざるあり、此の職權は法定の吏員、合同して成せる一體に属するものなれば其の一人又は定數に満たざる少數にして行用すること能はざるや勿論なり、且つ三人以上の消防吏評決する所は火の蔓延を防止するには或る家屋の取崩を必要とすと云ふか如き空漠たる認定又は判斷にては未だ足れりとすへからず、其の議決は尙ほ深遠明確ならざるへからず、則ち消防吏は其の目的の爲め、或る家屋又は建物を指示せざるへからざるあり、而して其の指示は一人の消防吏の専決に任すへからざるものとすべしと

本節の規定は假令其の取崩は罹災前に在るも火勢蔓延し、之れか爲め延焼を避け得へからざりし建物には之れを適用するを得ざるものとす

第五十六節 消防機關士は消火並に防火の目的を以てする建物壊崩に關しては其の管區内に在りて都市の消防吏と同一の職務及び權限を有し、且つ之れを行ふべきものとす

管區内の住民は消防機關士の行爲又は其の指揮に出てたる行爲に對しては一切の責任を負ふべきこと猶ほ都市の住民の消防吏の行爲に對して一切の責任を負ふに同し

●幼年囚の唱歌

唱歌は頗る心理的作用あり人心を高尙にし且優美にするの效最顯著あると今更辨を須たざるなり故に西洋にては必ず之を小學校の科業とせし殊に高尙なる學理を研修すると少き婦女子の爲めには教育の一

とするも其方法奇烈に失すれば益々自暴自棄心を激生するのみにて十分の目的を達すると能はざるへきが故に外見の至極緩慢あるか如しと雖内實の效能は唱歌卻て他の急劇ある手段より確實なりと思はるゝなり教誨は固より必要あり然れども稍々無味乾燥の氣味ありて多少之を聞くを厭ふの情あるを免かれざるへし就中少年血氣の輩に在て最然るかり之に反して唱歌は幾分か面白みあるへけれの之を習ふ者も最初より厭忌の念を懐かざるへし故に不知不識の際に感化し去らるゝの望あり死の人の最嫌ふ所されども唱歌の爲めに勇を鼓して彈雨硝煙を物ともせず彈丸兩注の戰場に馳向ふを常とすと云へり唱歌の如何に洪大なる作用を人心に與ふるや以て知るべきかり吾輩は各地にて先づ幼年囚及懲治人に就て唱歌の效顯を十分試験せられんことを希ふ又其道の君子に向ては適當なる唱歌を作り出たされんことを望むなり

大要務とあすかり既に我國に於ても唱歌の大切なるとは承認せられて中學校の一科業ともなり且其教員を養成すへき爲めに音樂學校の設さへあるかり古來頭冥の徒も唱歌音樂の爲めに其心を融和し猛獸も爲めに其爪を收め兇賊も爲めに其惡心を醸へしたるの美談多きにわらずや此の如き效驗の著しきものを監獄に於て感化の手段に利用せざるの道理やあるへき監獄に於て感化の手段に最苦むは幼年囚及懲治人なり感化の效の最顯著あるも幼年囚及懲治人あり故に先づ唱歌を此等の少年者に試みて漸次工夫を凝したきものかり元來惡事に染みたる者共は其心に厚き皮を生したるも同様にて之を除くと容易ならず例之は鶏卵の如し之を直に熱湯中に投し又は炭火に觸れしむれぬち破裂して煮熟の效を收むへからず之に反して微温湯に入れ又は濡れ紙に包みて漸次之に熱を加ふれぬ割合は少時にて甘く煮熟し得らるへきかり兇惡者を感化するの手段も蓋し大に之に類するものあらん嚴懲を加へ苦役を課して感化の功を擧げん

●徳川時代風俗警察一班

●寛永元年二月朔日 (三代將軍家光)

此春より諸國伊勢躰はやりの遊びを制禁せらる

●同年五月廿五日

覺

- 一 二汁 五菜
- 一 酒 三献
- 一 肴 二色
- 一 木具之振舞可爲無由但珍客並祝言之坐敷は各別也
- 一 數寄屋之事

●同六年 月日不明

覺

- 一 於殿中小歌高聲相撲停止の事
- 一 大鬘たく髪朱鞘の大小殿中へ停止の事
- 一 附下乗橋より内覆面頭巾停止の事
- 一 前髪之有小草左取御城内へ召連候事可爲停止事以上

●同十三年九月十九日 (三代將軍家光)

松平 伊達 陸奥守忠宗襲封の時領國に出せし新令

諸法度拔錄
振舞二汁五菜之外かたく無用の事
附り木具臺の物金銀の類大酒無用の事

●同十九年月日不分明
岡山法令控拔錄

諸勸進停止の上は取持輩可爲曲事候
寛永年間年月日不分明
板倉政要控拔錄

不寄女子男子人賣買の事堅停止也若開出候者賣手の家屋敷召上令闕所其身は籠舍申付可令殺害候賣候者急に親所へ可返無親者親類所に成共可遣之又無縁の者に候は買主方より取戻居所は其者之可任心に買候代物は買主の可爲損其故は人賣買背御法度候て依買候科買申代物は可爲損失事

附女子等傾城遊女成共其身又親類の合點にて金銀取候て遣候者奉公人の作法づ可仕候年月の極は可爲書物次第事

●正保五年月日不分明 (三代將軍家光)
覺

町人伊勢參大山參の者共蒲團を重ね敷馬に乗其上結構成跡をいたし參申間敷候絹細毛氈の外敷申間

物系類少しも付申間敷候勿論商賣物にも不及申仕間敷事
一上りには不苦候事

一前々より如仰付候正月者水あひせに笠鉾並大勢寄合候て少成夥敷風情仕間敷候ゆかたにて無事無之様に可仕事
一正月の左毬杖に蕪澤山に積重たき申間敷事
一正月の門松十五日迄置可申事

●同二年正月廿二日

從前々如被仰付候町中にてたこ上候事堅御法度に候間家持小供の儀者不及申借屋店借の者迄入念爲申間たこ上させ申間敷候事

●同年二月六日

万石以上之面々悉登城被仰渡覺

自先年幾度も奢停止の儀被仰付の處に其外分限に不似合萬事結構仕奢申事沙汰の限に被思召候御掟を不用不屈の族御構被遊間敷儀に候得共天下の奢又面々の爲をも被思召重く所被仰出也自今己後堅く守儉約奢申間敷儀也已來於相背は急度可被仰付と云云諸大名平伏して退出す

●同年同月十二日

敷事

右者二月廿五日御觸連判

●慶安元年四月廿七日
覺

一五月節句の甲結構に蒔繪梨子地筆物系類仕間敷候縱何方より御詵候共仕間敷候御城様へ上り候甲者不苦候事

一小旗の儀絹布一圓仕間敷候布木綿者不苦候事

一如何にも鹿相成人形二つ三つ有之甲者不苦候事
一承應四年四月にも是
一と同文の教令あり

●同年六月廿七日
覺

一町中盆の燈籠此已前より如被仰出候結構仕間敷候勿論作物并系類金物金銀の箔付候事漆の類にて燈籠拵商賣堅仕間敷事
一御城様へ上り候燈籠大名衆より御詵候者金銀の箔付候事は不苦候

但系類漆之類金物仕間敷事

一町中にて鼠火りう勢其外花火の類仕間敷事

一但川口にては格別の事附辻角力爲取申間敷事

一如例年正月の破廢弓はま矢並羽子板金箔蒔繪金

如前々ひいな道具に蒔繪並金銀の箔付結構に仕間敷事上り候雜の道具者格別の事
覺

町人並下々召使の者立立門立仕奉公人其外往行の者に慮外成儀又者喧嘩口論仕間敷候自然喧嘩口論など仕出候ハ、其町々の者早々出合無事に可仕事附り諸商人奉公人には不及申町人等至迄商物下直に付候とて悪口申間敷事

●同年同月十五日
覺

町々の内にて躍などいたし候逆必留申間敷候盆にはいつも賑ひ躍候ま、踊可申候但喧嘩口論無之様に可申付候町中觸事の儀に者無之候町中の衆月行事其心得可被仕候事

●同三年二月十五日 (四代將軍家綱)

家中祝言の時可相守儉約聲入身振廻兩度の外は令停止畢三千石以下引出物一腰たるへし兄弟を初大身小身によらず道具の取替し堅禁止の上は縱令他人として樽肴の取遣不及沙汰事但外は老中組付に組頭可任差圖事

●同年九月十八日

九ヶ條の内

異様之風俗を奪い不形儀の躰いたすべからず刀脇差衣類以下諸人の目に不懸の様可嗜は勿論召仕の輩に至るまで堅可申付事

●慶安五年二月三日 此年九月十八日 承應と改元

覺

一町人長刀並大脇差さし奉公人のまねを仕かふきたる躰をいたし我さつ成儀を申慮外不作法成儀仕候者於有之は御目付衆御廻御見合次第御捕被成候間左様に相心得家持者不及申店々の者下々迄可申聞事 慶安元年二月廿二日にも此條と大同小異の教令出つ

覺

一此度若衆歌舞御法度に被仰付候に付町中にて歌舞妓子の様成悴抱置金銀を取申間敷事 一町中にてばいた女前々より御法度候間抱置申者候は、女主者不及申其家主迄急度曲事可被仰付事

し、蓋し立法者は此の方策に依り外國貿易の自由を抑制し、以て商工業上、一國の獨立を扶持保維するの誠意ありと謂ふを得べければあり、然れども假りに回護を茲に假らずとするも尙ほ他の理由、以て此の方策を辯護するを得べし、即ち國交際上、紛議葛藤絶ゆることかく動もすれば是非を兵馬の間に定めんとする時代に在りては一國の人民をして必要物品の供給を他に仰かしむるの得策たらざること是れなり、今此の理由は以て外國貿易制限の嘗つて便宜ありしを視認するに足ると雖とも、然れども我藥物條例は之れと同一の理由を以て辯護するを得ざるなり、又外國貿易を制限するか爲めに設定したる諸種の禁令罰則を以て商工業の獨立を防護し、一旦他國と戰場を開くあるも商工業上、一も欲く所ならしむるに必要ありと主張するを得ざるあり、蓋し其の禁令罰則は却つて貿易の發育を妨げ、遂に近世に至る

翻譯

●監獄立理 (承前)

英國 ハーバート、スペンサー述

絶對的の便宜は宜しく常に相對的實地的の便宜と併合對比して之れを考察するを要す、此の考察は如何ばかりか肝要なるべきか、又若し後天的の道義を誘導啓發するに先天的の道義を以てせば、其の利を起し實を除くの莫大なる、殆んど世人の豫想外に出づべきは我國近代の歴史、明確に之れを證明するに足る、茲に先づ自由貿易の一例を取りて之れを證せん、近時に至るまでは何れの國、何れの時を問はず、人爲を以て漫に他國との貿易を抑制したるは、一般普行の慣例なりき、此の慣例は之れを過去の實歴に徴するに國家の安全を保持するに必要な方策の一なれば之れを回護するに充分の憑據ありと謂ふべき、蓋し立法者は此の方策に依り外國貿易の自由を因りて之れを觀れば彼の保護政策あるものは種々の方法に因り種々の形狀を以て發露したりと雖ども、而かも其の成立保存は一に便宜上の理由に基けるものと謂はざるを得ず、而して保護政策の近代に至りて大に論難攻撃を受け、遂に廢止せらるゝに至れるも復た是れ便宜上の理由に據れるに外ならず、蓋し事の茲に至れる所以を稽ふるに、保護政策に左袒せる者、及び之れに反對せるもの各其の見所に従つて直接間接の利害を考查陣列し、而して其の最後の決定たる、唯其の利害を量し、重きに從つて採取したるに過ぎざればあり

巨害ありて些利なき保護政策は數百年の閱歷を經、又其の利害得失に關する激論紛争は數十年間の久しきに亘り、而して其の得取したる結論は果して如何なるものなるか、又數十年間實施の成績は果して此

とす(未完)

寄書

●黄燐摺附木製造に關する制裁に就て
麴亭麗一稿

の結論の適正なることを確保せざるか、激論紛争之れを啓き、而して實施の成績之れを確保したる結論は正さに純正道義の吾人に明示したる所に外ならずりしなり、要するに道義的の方策は又政略的の方策に外ならざれば、苟くも道義に適合する所の方策は採りて以て政治に應用するを得べきなり
蓋し人は其の機能を行用するの自由を有す、若し全く之れを失はざらん乎、生命は一日も之れを保つことを得ざるへし、人は又其の欲する所の事物を追取るの自由を有す、若し之れを拒せん乎、完全なる生活は之れを遂ぐるに由あるへし、人は又行動の自由を有す、是れ其の稟性自から各人をして要求せしむるものにて其の自由は他人の同一なる行動の自由を害せざる限りに在りては一の制限の之れに加ふべきものなし、而して彼の賣買交換の自由の如きは他の數多の條件と共に實に此の數者に寄寓するもの然れども元と摺附木なるものは發火質のものにして其内にも黄燐製のもののは發火し易きと他の安全マツチに比すれば實に危険ありと云はざるべからず故に其製造取締も嚴重ならざるべからず今各地方に於て定めらるゝ規則を見るに殆んど之れか制裁を附せざるなく其制裁は違警罪の刑ならざるはなし或は刑法第四百廿六條第四項(健康を保護する爲め設けたる規則又は傳染病豫防規則に違背したる者)に據て處分すべし或は地方の便宜に依て設けたる違警罪に據て處分すべし或は要するに摺附木製造取締規則を健康を保護する爲めに設定したるものとし其制裁を違警罪の刑としたるは聊規則を輕視するの嫌なき能はず元來危害品及び健康を害す可き物品の製造規則に關する罪は刑法第二編第五章第四節に規定しありて總て輕罪と一二十圓以上二百圓以下の罰金に處するものとせり故に黄燐マツチ製造規則に違背した

る者の無論輕罪を以て罰せざるべからざるものとせざるを得ず論者あり曰地方に於て設けたる規則の如きは其性質單純なるものにして之れに違背する所爲も輕些にして從て加害の度も輕微なるものなれば輕罪を以て問擬するは苛酷なり宜しく違警罪を以て罰すること爲すべしと嗚呼亦誤れるの甚しきものと謂ふべし成程其加害の度は論者の言の如く輕微なれども刑法既に輕罪として處分するとに定めたる以上、各地方の便宜に依り違警罪として之を處分するを得ざると明白なり若し之を以て違警罪とするに於ては刑法第二百五十條は徒法冗文に属せんのみ



●在監人番號施行方ニ就テ(承前)

群馬縣 福原三 箴

寄書

刑事被告人番號牌
雛形ノ一

(乾) (坤)	明治二十三年分	○	○	○	○
告人	刑事被告	番號牌			
庶務課 (備)					
年三十二治明					

四十六

出監ノ件

刑事被告人番號牌雛形ノ一

○	○	○					
典獄	○	出監	明治二十三年十二月十五日	出監(保釋)(責付)(重禁錮)	事由(八月)ノ言渡ニ依リ	再犯	何某
書記	○	入監	明治二十三年八月二十一日	被告強盜及ヒ詐欺取財	事件又ハ賭博犯	年月日生	
看守長	○	番號	第九七八〇號				

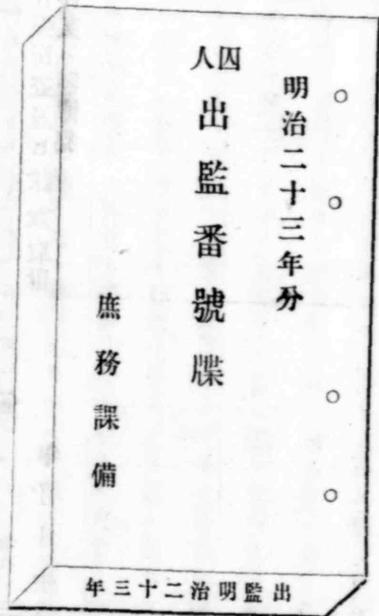
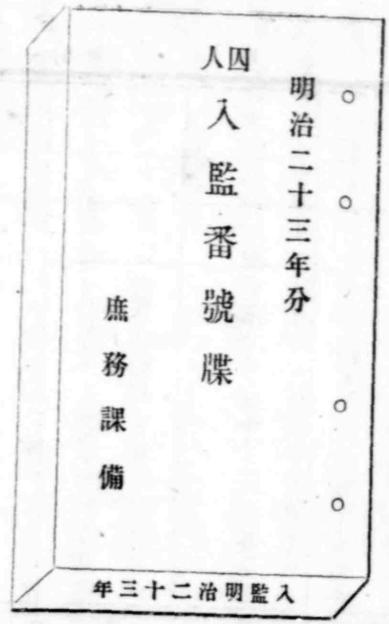
群馬縣監獄

此野ハ青色トス

寄書

四十七

四人懲治人(入)(出)監番號牒雛形ノ一



法令註解

●警察巡閱規則 (承前)

十三 會計經理及被服給與

會計ノ事タル其法例ハ繁雜ニシテ警察官吏タルモノニハ其事務ヲ執ルニ適セサルノ感アリ殊ニ會計法ナル錯雜繁冗ナル條例アリテ實際之レニ當ルモノニ於テスラ時ニ或ハ誤謬ヲ免レス況ヤ巡閱官ナル警部長ニ於テ之レカ整理ノ如何ヲ査閱スルハ頗ル困難ナルヘシ

客年十月地方官々制ノ改正ニ依リ警部長ハ警察費ニ關スル會計上ノ事務ヲ削除セラレタレハ巡閱官トシテ臨署シタル場合ニ於テモ無論會計上ノ事務ハ査閱スルヲ要セス之ヲ巡閱外ニ置クモ差支ヘナキヤニ考フル人モアラソカナレトモ決シテ去ル譯ニアラス警部長トシテ警察部ニ在テ事務ヲ執ル上ニ就テハ官制

法令註解

ニ於テ削ラレ又主計課ヲ廢スル等ノ爲メ之レカ責務ナシト雖巡閱官トシテ部下ヲ巡視スルニ於テハ其實格既ニ異ナリテ巡閱官タルノ職務ハ之ヲ行ハサルヲ得ス故ニ警察巡閱規則ノ改正ナキ以上ハ該規則第三條ニ列記サレタル項目ノ事務ハ仔細ニ之ヲ査閱スルキモノトス且又警部長ノ職掌上會計ノ事務ニ關スルコトナシトハ云ヘトモ警察署分署ニ於ケル金錢出納ノ監督ヲ缺クヘキモノニアラス或ハ誤テ警察署分署ニ於ケル會計ニ關スル事務ノ監督ハ警部長ノ關スル所ニアラストスル向キモアルヘキカ是レ誤謬ノ見解ト云ハサルヲ得ス其身直接ノ責務ハナクトモ部下ノ吏員ガ執行スル職務ニ付テ之レカ監督ヲ缺キ其當否ヲ檢舉セサルカ如キ理由アラソヤ況ソヤ巡閱官ニ於テ會計上ノ整合ハ第一帳簿ノ整理スルトセサルトニ就テ之ヲ見第二金錢遺ヒ拂ヒノ上ニ就テ其正否ヲ知リ

四十九

第三規定以外ニ支出セシモノナキヤ否ヲ檢シ第四會計事務ニ專任スル者ハ誰ナルヤ公務上責任ナキ履ヲ以テ之レニ當ラシムルコトナキヤ否簿記ノ記載方物品購入ノ方法任拂科目ノ錯誤正當受取證書ノ保存方等ヲ成規ニ照ラシテ檢閲シテ以テ監査ノ實ヲ擧ケ會計上ニ免レサル不都合ヲ豫防スヘシ

違警罪科斗金ノ收入保管人力車馬車營業ノ身元保證(此保證金徴收ハ今ハ大概之ヲ廢シタレトモ)留置人ノ領置金品並遺失物拾得金品ノ保管等ニ付テハ隨分是迄不体裁不都合極マル所業ヲ爲シタルモノアリ必竟經理ノ不始末ヨリ生スルコトナレハ平生是レカ取締ヲ嚴ニシ擔任者ヲシテ自由勝手ニ出納ヲ爲サシメ若クハ帳簿ノ記載計算等ヲ委任スルカ如キ都テノ掌務ヲ打テ委スコトヲ爲サ、ル様署長ニ於テ監督スルヲ要スルハ勿論ナレトモ會計法施行以前ニ在テハ署長ノ責任充分ナラス表面上ノミ責任ニ當レトモ唯

物品ノ整理モ亦會計事務ノ一ナリ警察署分署ニ備付ケタル物品ニシテ破損汚穢ノ器具門標々燈窓掛机掛寢臺壘堯産ヲ初メトシ土瓶茶碗等ノ末ニ至ルマテ適宜監査ヲ遂クルヲ要ス又留置場ニ備付ケタル物品ハ殊ニ注意ヲ缺クヘカラサルモノトス
留置場ニ缺クヘカラサル備付物品ハ載セテ監獄則施行細則第四章ニアリ曰

- 一 單衣 一 衾 一 綿入 一 襦袢 一 蒲團 一 蚊帳
- 一 筵 一 木枕 一 帶 (長三尺) 一 禪 (長三尺)
- 一 手巾 一 履物

右ノ物品ニシテ其染色ニ區別アリ然レトモ刑事被告人ヲ長ク留置スルコトハ甚タ稀ナルヲ以テ重モニ無役ノ囚人ニ對スルモノトシテ可ナリ此物品ハ成規ノ物品ナルヲ以テ其整備シタルヤ否澁滌修補ノ届キ居ルヤ否ヲ監査スルハ特ニ必要ナリ然ルニ茲ニ是等ノ事柄ヲ掲出スルヲ以テ見當違ノ論トスル人アリ事監

旨印ヲ押捺スルノミニシテ自ラ帳簿ヲ繕キ十露盤ヲ採テ稽算スルカ如キ事ヲ行フタルモノナキニ依リ自然不都合ヲ醸生セシモノナラン今ハ中々是等ノコト嚴重ナル手續ヲ定メアルヲ以テ從前ノ如ク容易ニ不都合モ生スマジクト思ハルレトモ決シテ油斷スヘカラサル要件トセサルヘカラス

遺失物拾得金品ノ保管方ハ尤モ順序ヲ能クセサレハ不可ナルコトハ實歷上既ニ知ル所ナリ其拾得金ハ保管金ノ規則ニ從ヒ一旦國庫ニ保管シ置クコトニ成レルヲ以テ今日ニ於テハ唯手數ノミニテ紛失スルカ如キ不都合ハ生セサルヘキモ物品ニ至テ唯之ヲ領置シ置クマテノ事ユヘ錯乱紛失等隨分免レサル所ナルヘシ宜シク之レカ取扱上ヲ精密ニ監督シ其領置ノ方法ヲ調査シ苟モ不正ノ分子ヲ包含シ居ルコトアラハ容赦ナク之ヲ詰責シテ其非理ヲ匡正シ他日ノ大害ヲ招カサルコトニ注意アリタシ

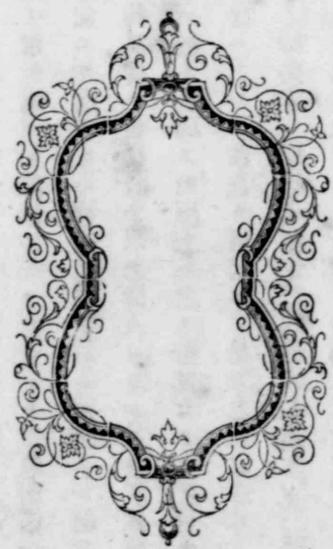
獄ノ部ニ屬スルヲ以テ斯ク云フハ尤無理ナラネトモ警察ノ留置場トテ監獄ノ一タルコトハ監獄則第一條ニ明記スル所ナレハ警察ノ留置場ニ附隨スル總テノ器具物品即チ監獄費ヲ以テ購入シタルモノト雖苟モ警察ニ於テ管理スル以上ハ之ヲ監査セスシテ可ナラノヤ故ニ之レカ注意ヲ喚起セシ爲メ之ヲ叙述ス
被服ノ給與方ハ明治十年十月內務省乙第九十三號達警部巡查給與規則第九條乃至第十二條巡查被服器具支給ノ部ニ照ラシ向ホ府縣ニ於テ定メタル手續等ニ準據シ其順序期限等ニ錯誤ナキヤ否實用ニ適セサル器具ノ給與ヲ爲シタルモノナキヤ否或ハ物品器具ノ給與不足ハナキヤ否等ヲ查閱スルヲ要ス
物品會計規則ニ據リ巡查ノ被服其他ノ器具ヲ取扱フニ及ハサルハ論ヲ待タスト雖其受授ノ順序手續等ニ關シテハ可成物品會計規則ニ準據セシムルハ敢テ不都合ト云フヘカラス

十四 警察署分署派出所及留置場ノ構造裝置

警察署分署ノ構造ハ古今其趣ヲ異ニシ大ニ改良シタルモノアリ且此構造方ハ總テ其部長ノ承認ヲ經タルモノナレハ之ヲ實見セストモ其便否ヲ了知シ居ルモノニ付殊ニ構造ヲ査閱スル要ハナカルヘシ且一度之ヲ確定シテ作造セシモノハ數年間變更ヲ生スル筈ナシ然ハ則何ノ爲メ此規則ニ掲ケタルヤ解者案スルニ此規則ニ掲出シタルモノハ其變更ノ有無ヲ檢視スル爲メニアラスシテ其模様ヲ視察スル爲メナラント思考ス此項ニ掲出シタル數所ノ構造及裝置ハ實ニ警務上重要ナル部分ニ属スルモノナレハ巡閱官ニ於テ之レカ視察ヲ缺クハ其職眼ヲ瞎スルト同様ノ狀ヲ呈スルナレハ本則ハ之ヲ缺キ得サルナリ

警察署及分署ノ構造方ニ付テハ多少ノ意見アリ且其筋ニ於テ取調ヘラレタル方法モ傳承シタレトモ爰ニ顯出スヘキ筋ニアラサルヲ以テ省キヌ

警察署分署ノ裝置ハ率直ナルヲ要ス之ヲ美麗ニスルモ事務ノ敏達ヲ助クルニアラス粗雜ナレハトテ澁滯スルノ理ナシ派出所ニ於ケルモ亦然リ唯以テ用辨ニ支障ナケレハ足レリトスヘシ署長等ニ於テ華美ノ癖アル人ハ動モスレハ修飾セント欲スルヲ以テ巡閱官ニ於テ着目注意ヲ怠ラス若シ分ニ過クルノ裝置ヲ爲スモノアルヲ發見セハ宜シク改修セシムルコトヲ憚ルコトナカルヘシ



射的取締標準

射的取締標準ハ明治十七年七月ノ頃或ル二三ノ府縣ヨリ伺出タル事件ニ對シ時ノ内務卿ヨリ訓令ヲ與ヘラレタルモノニ係ル其以前ニ於テハ別段是レゾト定メラレタル規則モナク唯々射的場建設方ヲ願出ルモノアリタルトキ適宜詮議ヲ遂ケ許可シ來リタルノ例ニシテ東京ニ於テ共同射的會社ナルモノアリシモ其一ナリ然ルニ元來射的ノ事タル極メテ危險ナルヲ以テ之ヲ人民ノ經營ノミニ一任シ置クトキハ如何ナル不都合ヲ醸生スルヤモ測ラレサルヲ以テ相當ノ取締法ヲ設ケ以テ之レカ危險ヲ豫防スヘキ必要アリ而シテ其取締法ハ獨逸國ノ例ニ倣ヒ之ヲ地方官ニ委任シ地方官ハ實際ノ狀況ニ照ラシ射的場建設ノ許可ヲ與フルコトヲ得セシムルニ於テハ官民ノ便利ナラントノ旨趣ニ基キ此標準ヲ示シタルモノナリ

既ニ地方官ニ委任シテ其取締ヲ爲サシムルコト、セハ獨リ二三ノ地方ニノミ此便法ヲ許與スヘキニアラス一般ニ之ヲ示シテ其憑據スル所アラシメ且實際ノ危險ヲ豫防スルニ若カストナシ竟ニ各地方へ通牒スルニ至レリ故ニ此標準

ハ一ノ規則トシテ見ルヲ得サルモ亦標準ノ範圍外ニ逸出シテ隨意ノ取締法ヲ立ツルコト能ハサルモノナレハ茲ニ其主旨ヲ解説シテ以テ當務者ノ參考ニ供セント欲ス

第一

凡射的ヲナサントスル者ハ豫メ組合ヲ設ケ主幹ヲ定メ其名稱規則書及組合員ノ名簿ヲ添ヘ主幹ヨリ出願セシムルモノトス

此射的取締標準ハ一人ニテ射的スル者ノ爲メニ設ケタルニアラス必ス會社若クハ組合ヲ結ヒ共同シテ射的スル者ニ適用シタルヲ以テ其組合ノ主幹ヲ定ムルコトヲ規定セリ然レトモ若シ他ト共同スルコトナク一人ニテ射的ヲ爲スモノニ係ルトキハ其事由ヲ詳記シテ其射的主ヨリ出願セハ可ナリ此場合ニ於テハ別ニ主幹ヲ置クヲ要セザルナリ

主幹ハ其組合ノ名稱、申合規則及ヒ組合ノ名簿ヲ添ヘテ其管轄府縣廳ニ出願シ許可ヲ得テ射的場ヲ開設スヘキモノトス

第二

主幹ハ組合中一切ノ責ニ任シ且左ノ各項ヲ遵守セシムヘシ

一 射手彈藥ノ裝填及ヒ照準發射ノ方法ヲ監視シ且銃器ヲモ檢査シテ其用ニ堪ヘス危險ノ虞アルモノハ之ヲ省クヘシ

二 發射ニ熟達セサル者ハ必百メートル以内ノ距離ニ於テ射的ヲ爲サシムヘシ

三 酩酊スル者及ヒ癡癲、白痴ト認ムル者ハ場内ニ入ルヲ禁ス

主幹ハ組合中ノ事務ヲ掌理スルノ任アルモノナレハ其一切ノ責ニ任スルハ自然ノ結果ト云ハサルヲ得ス而シテ其責任タルヤ組合中ノ者ニ對スルト官廳ニ對スルトナ問ハス都テ之ヲ負フモノニシテ單ニ射的場ニ在ルトキニ限ラサルナリ然レトモ若シ射手ニ於テ誤テ人ヲ傷ケルカ又ハ法律命令ヲ犯ストキノ如キハ主幹之レカ爲メニ罰セラル、コトナキモノトス又次ノ三項ニ列掲シタル事項ハ主幹ニ於テ取締ノ任ニ當リ之ヲ監視シ若クハ之ヲ制止スルノ權ヲ行フモノトス

彈藥裝填ノ方法(裝填トハ込ミ方ヲ云フ其銃口ヨリスルモノト元込ニスルモノ

トヲ問ハス(照準ノ仕方(照準トハ狙ヒテ云フ)發射ノ方法等ヲ監視シテ射手ノ熟否ヲ察シ以テ危險ヲ豫防スルコト又射手ノ携持シタル銃器ヲ検査シ破損所アルカ銃身破裂ノ虞アルカ照尺ニ差異アルカ其他危險ト見認ムルモノアルトキハ其使用ヲ制止スルコト

若シ射手ニシテ發射ニ熟達セサルモノナルトキハ遠距離ニ於テ發射スルコトヲ制止シ的阜ト發射ノ場所トノ間百メートル(一メートル我凡ソ三尺三寸餘ニ當ル故ニ百メートルハ五十五間餘ナリ)以内ノ距離ニ於テ發射セシムルコト又酩酊若クハ精神迷乱シタル者場内ニ入ルトキハ他ノ發射ヲ妨ケ危險ヲ醸スノ虞アルヲ以テ其入場ヲ拒絕スルコト

第三

射のチ分テ左ノ二種ト爲ス

- 一 軍用銃射的
- 二 免許銃射的

此條ハ特殊ノ意味ヲ含蓄セス其用銃ノ軍用銃タルト免許銃タルトヲ問ハス總

テ此取締ノ範圍内ニ於テ取締ヲ受クヘキコトヲ明ニセシモノナリ

第四

何種ノ射的ヲ論セス發射時限ハ日出ヨリ日没マデトス
 何種ノ射的トハ第三ニ記載シタル用銃ノ區別ヲ指シタルモノナリ射的ハ如何ナル場合ト雖燈火ヲ用フルコトヲ許サス必ス日出時ヨリ日没ノ時ヲ限ルヘキコト、ス尤モ此取締法ハ室内射的ニ適用セサルヲ以テ此時限ハ室内射的ニ關涉スルコトナシ

第五

射の開會ノ日時ハ軍用銃射的の免許銃射的ノ別ナク豫メ主幹ヨリ其地所轄ノ警察署ニ届出ツヘキモノトス

射的會ヲ開クトキ前以テ其日ト時ト主幹ヨリ警察署へ届出ツルモノトス而シテ其届出ノ期限ハ之ヲ定メスト雖凡ソ其前日若クハ二三日前ニ届出ツレハ可ナリ若シ毎月開會若クハ射的ノ定日アルモノハ別ニ其都度届出テサルモ可ナリ尤モ定日ヲ變更スル場合ニ於テハ之ヲ届出ツヘシ此警察署ニ届出サシム

ルモノハ警戒取締ヲ爲スノ便利ヲ與フル爲メナレハ決シテ届出ヲ怠ルヘカラサルモノトス警察署トアルハ分署モ含蓄スルモノト見テ可ナリ

第六

射的場ノ構造ハ的阜ノ後ロ千五百メートル兩側五百メートルノ空地ヲ設ケ置ヘシ若シ其餘地ナキ時ハ覆道又ハ射場前十五メートルノ所ヨリ的阜前二十五メートルノ間ニ於テ十メートル毎ニ射門ヲ建設スヘシ

但天然ノ丘阜ニ據テ的阜ヲ築キ背後左右人家及道路遠隔ノ場所ハ此限ニアラス

此項ハ射的取締ノ主眼トモ云フヘキモノニシテ畢竟此標準ヲ定メタルモ射的場ノ構造ヲ完全ナラシメ射的ニ於テ最モ危険ナル流丸ノ奔逸ヲ避ケ又ハ或ハ誤テ奔逸スルモ爲ニ人蓄ニ危害ヲ及ホスコトナキ豫防トシテ特ニ之レヲ規定シタルモノナリ故ニ射的場ヲ築造スルモノハ此準則ニ法リ充分ニ之カ設計ヲナシ尙ホ警察官ノ検査ヲ請フテ近傍人民ノ安心ヲ得ルコトニ注意シ此標準ノ旨趣ニ背スコト勿ラシムヘシ

組織シ之レニ命スルニ一般普通ニ採用スヘキ食糧制調査ノコトヲ以テシタリ左ニ掲クル所ハ則チ當時委員ニ下シタル教書ナリトス

地方監獄食糧制ヲ審査シテ報告スル爲メ任命セラレタル委員ニ下シタル、
教書

委員ハ地方獄在監ノ囚徒ニ給スヘキ食糧ノ問件ヲ審査シテ之レヲ報告スルヲ要ス、委員ハ又此ノ問件ヲ審査スルニ當リ常ニ畫一ヲ保持スルコトニ留意シ、英蘭土及ヒ威爾斯各地ニ於ケル諸監獄ヲ通シ力メテ歸一ナラシムルコトヲ要ス

委員ハ食糧制ヲ編制スルニ當リ一千八百六十五年及ヒ一千八百七十七年ノ監獄條例ニ掲記シタル囚徒ノ種質ニ應シ各別ニ適當ナル食糧制ヲ定メノコトヲ要ス、則チ女囚ハ男囚ヨリ別チ、幼年者ハ成年者ヨリ分チ、又其ノ刑ニシテ苦役アルモノト然ラサルモノト別異シ以テ各之レニ應當セル食糧ヲ考定セノコトヲ要ス

委員ハ食糧制ヲ編制スルニ當リ審査上必要ナリト認ムルトキハ地方監獄ニ於テ現ニ給與スル所ノ食物ヲ検査スルコトヲ要ス、委員ハ又食糧ノ囚徒ノ健康ニ及ホスヘキ影響ヲ考ヘ、且ツ食糧ノ紀律、勞働ノ能力、及ヒ一般犯罪ニ於ケル關係等ヲ察シ、又其ノ考察ニ必要ナリト認ムルトキハ如何ナル實查臨檢ト雖モ之レヲ遂ケ以テ遺憾ナカラシムルコトヲ要ス、然レモ勞役及ヒ紀律ニ關シテハ從前各監獄ノ間相互ニ差異アルカ故ニ委員ハ宜シク此ノ一事ニ留意シ以テ審査ヲ遂クルヲ必要トス

食糧ノ制ハ之レヲ一定シ、全國ヲ通シテ一樣ノ食物ヲ給スヘキカ、又ハ地方毎ニ各別ノ食糧制ヲ設クヘキカ其ノ可否如何、委員ハ宜シク之レヲ考定スルヲ要ス

將タ又短期囚ノ食物ハ長期囚ノ食物ヨリ別異ニスルヲ可トスルヤ否ヤ、委員ハ宜シク之レヲ講究スルヲ要ス、若シ又食糧ハ刑期ノ長短ニ因リ之レヲ異ニスルヲ可ナリトセバ長期囚ハ其ノ受刑ノ當初ヨリ直ニ其ノ刑期ニ應スル所ノ食糧ヲ受クヘキカ、又ハ短期ニ属スル食糧ヨリ漸次ニ遷移シテ以テ長期ニ

廣 告

●本誌代金御取纏其他購讀者誘導方追々御配慮相願候諸君ニ對シ乍畧義本誌ヲ以テ御禮申述候尙ホ此上本誌ノ普及及ヒ今日迄御主任未定ノ個所ハ該長官ヨリ特ニ御指定ヲ乞フ歟又ハ購讀者諸君中御中合ノ上御指定被下倍々御賛助相受度右御挨拶旁々特ニ相願候也

追テ本文御主任ニハ每號本誌ノ代金不申受事ニ内定致候間爾今(第三號以下)云御送金不相成様致度候

又該長官ニシテ本誌御購讀無之向ヘハ每號若クハ時々本誌御送付可致候得共決テ御購讀願出候主旨ナラス故ニ假令進呈ノ文字脱漏致居候共代價可申受謂レ無之必竟該署ニ關係スヘキ記事又ハ緊急ノ事件有之場合ニ於テ爲御參考無代價御閱讀願出候義ト御承知置被下度候也

明治二十四年三月

主任 磯 村 兌 貞

諸官衙長官
取纏主任御中
購讀者

● 廣 告

●本誌問答欄内ニ掲載セシ四個ノ懸賞問題ハ廣ク當局者中ノ答按ヲ募リ一問題ニ就キ各甲乙ニ答按ヲ撰擇シ來ル五月五日發行ノ本誌ニ掲載スヘキヲ以テ四月廿五日ヲ期シ續々投稿アラントテ希望ス尤當撰者ニハ職務上必用ノ書籍物品ヲ呈スヘク且該品ハ可成本屬長官へ願出御送付相受度見込ニ付寄稿ノ節ハ必ス姓名及本屬署名等詳記セラレントテ乞フ

●本誌ハ當一月休刊ノ爲メ二月ニ至リ第二卷第一號ヲ發行シ今ヤ第三號ヲ刊行セリ然ルニ二月分第一號發行期日遷延ノ爲メ實際ノ發行ト出版日ノ差違ヲ生シ隨テ編輯材料ニ影響シ讀者諸君ノ御迷惑謝スルニ辭柄無之就テハ來四月中旬迄ニ於テ三月分一冊並ニ四月十日發行ノ分一冊トハ前後相尋テ刊行シ而シテ四月二十五日以後ノ分ハ決テ其期日ヲ違ハス毎月二號宛ヲ刊行スヘシ觀官乞フ宥恕アラントテ

編 輯 部

顯出スヘキ筋ニアラサルヲ以テ省キヌ

● 評 論 監 獄 世 界

每月二回發行

大日本監獄協會雜誌の學術雜誌あるを以て監獄直接の出來事の如き時事に渉る者の之に掲載する能す故に我新聞條例を遵守し和漢西洋の監獄に直接の出來事掲載し之に論評を附し且時として監獄に關する斬新の小説及論說等をも掲げ一月一回又二回の發行とし以て大日本監獄協會雜誌と相待て會員諸君の満足を謀る者なれば本會會員諸君勿論獄事改良家の幸に愛讀あらんことを希望す

第七號目錄

明治廿四年三月三十日出版

○監獄費○徒刑流刑の全廢刑名刑期の變更○附加刑中より罰金を除く○岡山司獄官の監獄巡覽○名古屋監獄に於ける大井憲太郎氏の遺物○大坂監獄よりの歸途で窃盜○福島假出獄執行○静岡假出獄を許さる○愛媛大洲監獄支署○露公使事務勳勵の賞○福島獄丁囚徒を脱獄せしむ○高知假監移轉○高知在監の増加○高知接見願ひの悪巧み○高知お役所に於て晝齋○福島出張○宮崎監獄巡視○愛媛監獄署の擊劍○高知監獄巡視○徳島市民の激昂(有志家の來松)○徳島監獄の工作業に就て○東京強盜住谷卯助○治獄上の所感(國崎性)○東京而會番號の區別○東京監獄本署在監入接見の弊○東京監獄署の揭示○愛梨改良委員會○岡崎監獄署の不整理○静岡監視者逃走○大阪府監獄署の經費節減○山梨獄務改定の終死○疑獄に就ての疑義(豊島岸九郎)

●代價拂込の手續左の如し 一申込あるも都て前金よあらされ送本せ但し典獄或ハ分署長の申告ある方ハ此限よあらず
一本社を経済ハ監獄協會とハ全く異なるものなれハ御拂込の節ハ必ず佐野尙宛牛込郵便局へ向け御振込被下度候●通運を以て御送金の節ハ持込御携濟相成度候●郵便切手を以御拂込の節ハ必ず五厘切手ハ限る事●銀行爲替之儀御斷●一注文の節ハ住所姓名及び大日本監獄協會員なる否やを楷書にて御記被下度候●一廣告御申込ハ前金を領取せされハ登載不仕候●一領取證ハ別々差出さず若し領取證を要せらる、諸君ハ郵便切手二錢封入あるへい

大日本監獄協會會員ノ限？ 實費 一部郵税共 金二錢五厘 普通定價 一部郵税共 金四錢
發行所 牛込神樂町二丁目廿二番地 佐野尙

●廣告

客年分本會々費未納ノ諸君ニシテ引續キ雜誌購讀ノ向ニ限リ該延滞金左ノ割合ヲ以テ月賦拂込ヲ諾ス但已ニ購讀ヲ廢シ又ハ爾後購讀ヲ廢セラル、キハ金額ノ如何ニ係ラス一時送金ヲ乞フ

- 一金二拾錢以上五拾錢以下 二ヶ月賦
- 一金五拾錢以上壹圓以下 三ヶ月賦
- 一金壹圓以上 四ヶ月賦
- 右ノ割合ヲ以テ第二卷第一號以下前金ト俱ニ直ニ御送金アリタシ

●雜誌其他出版物代金御送付ノ爲換ハ東京四谷郵便局へ御振込可

被下義ハ規則中ニモ明記有之候處東京郵便局、麴町、芝、神田、本郷、千住等ノ諸局へ御振込ノ向有之受取方甚々困難致候間今後必ス四谷局へ御振込被下度聊カ御注意ヲ乞フ

主任 磯村 兌貞

明治二十四年三月九日印刷
明治二十四年四月廿日出版

發行人 東京四谷區荒木町廿二番地 磯村 兌貞
印刷人 東京同區同町同番地 近藤 劍二郎

本社誌定價 一冊金六錢(全題無)二冊(下)金拾二錢